

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月29日

【事業年度】 第8期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

【会社名】 株式会社ラバブルマーケティンググループ

【英訳名】 Lovable Marketing Group, inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 林 雅之

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-4567-6399

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号

【電話番号】 03-4567-6399

【事務連絡者氏名】 執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

| 回次 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|--|-----------|------------|------------|
| 決算年月 | 2020年3月 | 2021年3月 | 2022年3月 |
| 売上高 (千円) | 1,212,759 | 963,636 | 1,388,119 |
| 経常利益又は経常損失() (千円) | 139,633 | 24,503 | 187,309 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失() (千円) | 82,916 | 33,248 | 91,218 |
| 包括利益 (千円) | 87,169 | 28,701 | 96,292 |
| 純資産額 (千円) | 137,000 | 108,299 | 464,444 |
| 総資産額 (千円) | 780,177 | 782,595 | 1,326,441 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 109.66 | 81.52 | 318.97 |
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() (円) | 70.19 | 28.15 | 73.42 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円) | - | - | 70.69 |
| 自己資本比率 (%) | 16.6 | 12.3 | 33.7 |
| 自己資本利益率 (%) | 94.1 | - | 33.6 |
| 株価収益率 (倍) | - | - | 24.4 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (千円) | 73,792 | 21,721 | 227,176 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (千円) | 5,503 | 4,415 | 13,766 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (千円) | 80,402 | 84,065 | 182,737 |
| 現金及び現金同等物 の期末残高 (千円) | 373,474 | 440,233 | 863,913 |
| 従業員数 (ほか、平均臨時 雇用人員) (名) | 99 (-) | 109 (-) | 123 (-) |

- (注) 1. 第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
2. 第6期及び第7期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
3. 第7期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者、退職者を除く。)であり、使用人兼務役員を含みます。なお、平均臨時雇用人員数は、従業員の100分の10未満であるため記載しておりません。
5. 第6期より連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けております。
6. 当社は2020年2月25日開催の取締役会決議により、2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。
7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

| 回次 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 |
|---------------------------|---------|---------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月 | 2018年3月 | 2019年3月 | 2020年3月 | 2021年3月 | 2022年3月 |
| 営業収益 (千円) | 150,000 | 197,257 | 252,898 | 348,032 | 283,298 |
| 経常利益又は経常損失 (千円) | 9,471 | 12,190 | 19,025 | 40,686 | 141,840 |
| 当期純損失 (千円) | 23,845 | 21,132 | 58,275 | 10,031 | 59,247 |
| 資本金 (千円) | 136,760 | 136,760 | 136,760 | 136,760 | 266,687 |
| 発行済株式総数 (株) | 47,251 | 47,251 | 1,181,275 | 1,181,275 | 1,402,525 |
| 純資産額 (千円) | 2,019 | 19,113 | 77,388 | 87,420 | 113,185 |
| 総資産額 (千円) | 125,294 | 184,510 | 162,886 | 161,402 | 162,140 |
| 1株当たり純資産額 (円) | 19.48 | 466.73 | 68.00 | 76.49 | 78.60 |
| 1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円) | - () | - () | - () | - (-) | - (-) |
| 1株当たり当期純損失 (円) | 528.74 | 447.25 | 49.33 | 8.49 | 47.69 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | 0.7 | 12.0 | 49.3 | 56.0 | 68.0 |
| 自己資本利益率 (%) | - | - | - | - | - |
| 株価収益率 (倍) | - | - | - | - | - |
| 配当性向 (%) | - | - | - | - | - |
| 従業員数 (ほか、平均臨時雇用人員) (名) | 6 () | 7 () | 11 () | 15 (-) | 21 (-) |
| 株主総利回り (比較指標:) (%) | - () | - () | - () | - () | - () |
| 最高株価 (円) | - | - | - | - | 4,990 |
| 最低株価 (円) | - | - | - | - | 1,209 |

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
2. 第4期から第7期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
3. 第4期から第7期の自己資本利益率については、期中平均の自己資本がマイナスであるため、また、当期純損失であるため記載しておりません。第8期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
4. 第4期から第7期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。また、第8期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除きます。)であり、使用人兼務役員を含みます。従業員数欄の()外書きは、臨時雇用者(人材派遣会社からの派遣社員、アルバイト及びパートタイマーを含む。)の年間の平均雇用人員です。
6. 第6期から第8期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、三優監査法人により監査を受けておりますが、第4期及び第5期については「会社計算規則」(2006年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。
7. 当社は2020年2月25日開催の取締役会決議により、2020年3月24日付で普通株式1株につき25株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純損失を算定しております。
8. 当社株式は2021年12月21日に東京証券取引所マザーズに株式を上場しましたので、株主総利回り及び比較指標については、記載しておりません。

9. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおける株価を記載しております。なお、2021年12月21日をもって同取引所に上場しましたので、それ以前の株価は記載しておりません。

2 【沿革】

| 年月 | 概要 |
|----------|---|
| 2008年11月 | 企業のSNSマーケティングをサポートすることを目的とする株式会社コムニコ（資本金5,500千円）を東京都港区に設立 第三者割当により資本金11,750千円に増資 |
| 2011年10月 | ニフティ株式会社が株式会社コムニコの株式を取得し、連結子会社化 |
| 2012年8月 | マーケティングオートメーションツールの導入支援事業を行うことを目的とする株式会社マーケティングエンジンを設立（2020年1月清算終了） |
| 2014年7月 | 株式会社コムニコの経営陣によるMBOを実施 株式会社コムニコが株式移転により、企業の愛されるマーケティングを推進、支援する企業集団を統括することを目的とする純粋持株会社である株式会社エル・エム・ジー（現 株式会社ラバブルマーケティンググループ）を設立し、株式会社コムニコを完全子会社化 |
| 2014年8月 | 株式会社日比谷コンピュータシステムを引受先とする第三者割当増資を実施し、資本金111,750千円となり、同社の持分法適用会社化 |
| 2014年9月 | 株式会社ポストモアの株式を完全取得し、完全子会社化 株式会社ポストモアを株式会社コンテンツガレージに商号変更 |
| 2014年10月 | 事業拡大に伴い、本社を東京都中央区築地に移転 |
| 2015年2月 | マーケティングオートメーションツールの導入支援事業を行う株式会社24-7の株式を取得し、連結子会社化 |
| 2016年3月 | 株式会社24-7の札幌オフィス（北海道札幌市）を開設（2020年6月閉鎖） |
| 2016年11月 | SNSに関わる検定講座の開設・人材育成を行うことを目的とする、一般社団法人SNSエキスパート協会を設立 |
| 2017年2月 | 株式会社コムニコの関西オフィス（大阪府大阪市）を開設 |
| 2017年3月 | 株式会社パンセの株式を取得し、持分法適用関連会社化 |
| 2017年12月 | 株式会社コムニコの「ソーシャルメディアマネジメントセンター高知」（高知県高知市）を開設 |
| 2018年3月 | 株式会社コンテンツガレージを株式会社ハウズワークに商号変更 株式会社24-7の株式を完全取得し、完全子会社化 第三者割当により資本金136,760千円に増資 女性向けのSNSマーケティングをサポートする株式会社アゲハの株式を完全取得し、完全子会社化 |
| 2018年5月 | 株式会社パンセの増資による当社持株比率の低下により持分法適用関連会社から除外 |
| 2019年1月 | 商号を株式会社ラバブルマーケティンググループに変更 |
| 2019年5月 | 株式会社コムニコが株式会社アゲハを吸収合併 |
| 2021年3月 | 株式会社ハウズワークを吸収合併 |
| 2021年7月 | 本社を東京都港区東新橋に移転 |
| 2021年12月 | 東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場 |
| 2022年4月 | 東京証券取引所の市場区分再編に伴い、マザーズからグロース市場へ移行 |

(注) 当社は、2014年7月15日に単独株式移転により、株式会社コムニコの完全親会社として設立されたため、当社の沿革については、株式会社コムニコの沿革に引き続き記載しております。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社である株式会社コムニコ、株式会社24-7、一般社団法人SNSエキスパート協会で構成されております。

当社は、「人に地球に共感を」をパーパスとし、現代の生活者の情報消費行動に寄り添う共感を重視した愛されるマーケティング活動（Lovable Marketing）を推進するマーケティング企業グループです。「最も愛されるマーケティンググループを創る」をグループミッションに、マーケティングの運用領域を主軸として事業展開をしています。

様々なテクノロジーやプラットフォームが普及した多チャネル時代には、常に生活者と繋がり双方向のコミュニケーションが有効となっています（注1）。特に生活者は友達の勧めや体験者の声に耳を傾ける傾向が強く、生活者に「愛される=選ばれるマーケティング」を実現・実行する「マーケティングオペレーション」の必要性が高まっています。加えて、変化の早いトレンドやテクノロジーの特徴及び仕様に習熟し、かつクリエイティブなマーケティングオペレーション人材が必要とされていますが、ノウハウや運用体制がない、教育体制が整っていない等で、各チャネルに精通した人材が不足しているのが課題となっています。当社は、各事業のソリューションでそれらオペレーションの課題を解決するサービスをMOS（Marketing Operating Service）（注2）として展開し、マーケティング業界に欠かせないプラットフォームとなり、業界全体を変革、活性化していきます。

事業構成は、企業やブランドのSNSマーケティングをサポート、SNS運用支援ツールの開発・提供、SNS検定講座の開発・提供を行う「SNSマーケティング事業」（対象事業会社：株式会社コムニコ、一般社団法人SNSエキスパート協会）を基幹事業、マーケティングオートメーションツール(注3)などの導入・サポートをする「マーケティングオートメーション事業」（対象事業会社：株式会社24-7）を育成事業と位置付け、「運用の支援」及び「運用支援ツールの提供」、「教育」を3本柱としたMOSを提供しております。

事業の特徴を事業領域毎に示すと次のとおりであります。

（注1）博報堂「生活者のメディア環境と情報意識」博報堂DYメディアパートナーズ調査

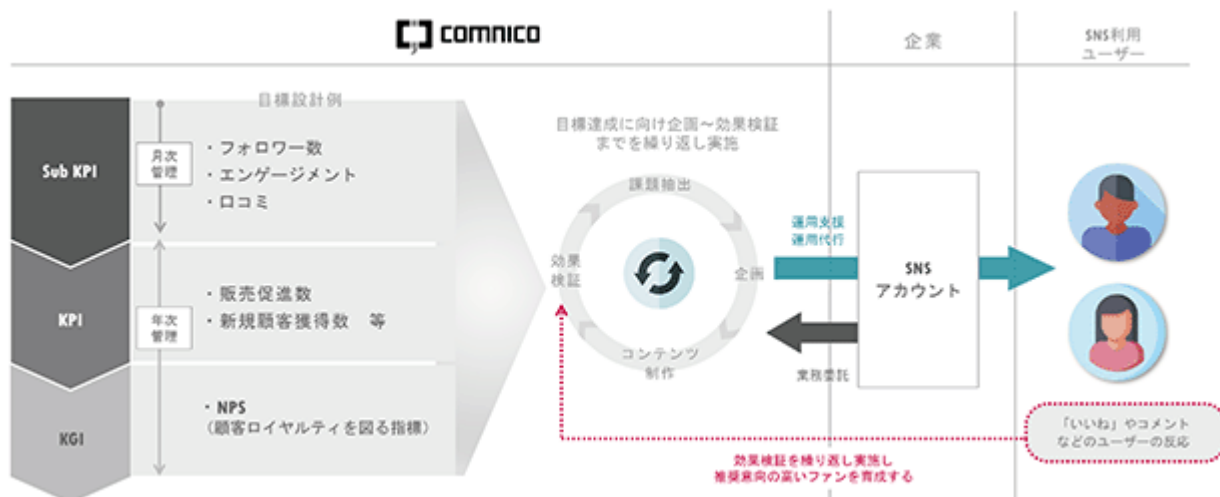
（注2）MOS(Marketing Operating Service)当社が提供するマーケティングにおけるオペレーション領域に必要な「運用の支援」「運用支援ツールの提供」「教育」といったソリューションの総称

（注3）自社ウェブサイト（オウンドメディア）から見込み客情報（リード）の獲得、獲得したリードの分類、リードに対する接触から商談化までの流れを支援するツール群の総称

a . SNSマーケティング事業

SNSマーケティング事業は「運用の支援」「運用支援ツールの提供」「教育」を3本柱としたMOSを展開しており、これらのソリューションは相互補完しながら循環成長するビジネスモデルです。当社グループの株式会社コムニコは、企業のSNSアカウントの戦略策定からアカウント開設、運用代行、コンテンツ制作、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までワンストップでサービスを提供する「SNSアカウント運用支援サービス」、SNSマーケティングの運用を効率化する「SaaS型のSNS運用支援ツールの開発・提供」、一般社団法人SNSエキスパート協会では、SNSに関するノウハウやリスク対策を体系化した検定講座を提供する「人材教育サービス」をしています。

1 . SNSアカウント運用支援サービス



方針策定から投稿コンテンツ制作などの運用支援、分析・効果検証まで、SNSマーケティングのオペレーションをフルサポートしております。BtoCの大手企業ブランドのSNSアカウントを多く支援しており、日本におけるSNS黎明期と言われる2008年から創業し蓄積してきたアカウント運用の長い経験と実績があります。2017年12月には「ソーシャルメディアマネジメントセンター高知」を開設し、業務の効率化、人材採用・人材教育を充実させることによって、サポート企業数の増加、サポート内容の拡充を実現させております。

目的、戦略、コンセプトの設計をしっかりと行い、自社ブランドに適した手法や施策に落とし込み運用を活性化しながら、推奨意向が高いファンコミュニティを中長期で築きブランドの本質的資産を形成していきます。

2.SaaS型SNS運用支援ツールの開発・提供

comnico Marketing Suite

SNSアカウントの投稿・分析ツール

Facebook、Twitter、Instagramのアナリティクス分析や投稿管理にかかる作業を大幅に軽減する。投稿の予約・自社分析・競合分析・コメント管理ができ、複数のSNSアカウントを管理できる。

運用のノウハウが詰まった運用に特化したツール

月額利用継続率 **98.1%** ※1



ATELU

SNSキャンペーン支援ツール

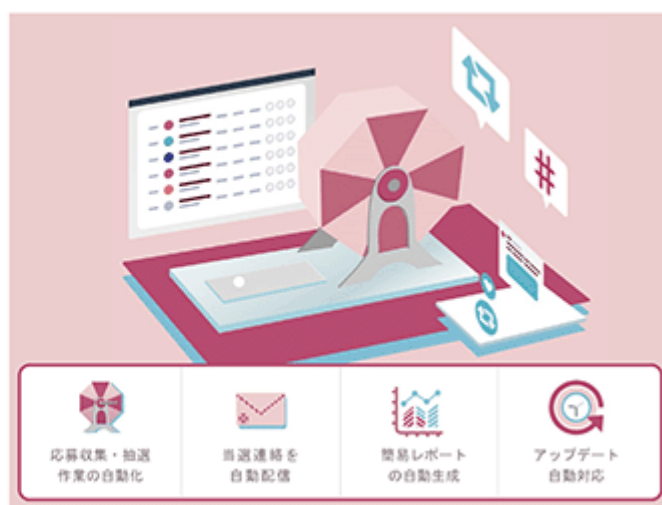
SNSキャンペーンに必要な、応募者リストの作成、抽選、当選通知の自動配信機能を備えたキャンペーンツール。フォロー&リツイートやカンパセシヨナルカードキャンペーンをはじめインスタントウィンにも対応。

年間実施キャンペーン回数は前年の124回からおおよそ2倍に。

年間実施キャンペーン回数 **2,397回** ※1

キャンペーンにかかる時間の削減 **60%** ※1

月額利用継続率 **98.0%** ※2



SNS運用支援ツールに関しましては、自社ノウハウを活かしたSaaS型クラウドツールを開発・提供しております。SNSアカウントでの投稿管理や効果測定にかかる作業時間を大幅に軽減するクラウドツールである「comnico Marketing Suite（コムニコマーケティングスイート）」と、SNSキャンペーンに必要な作業（応募者の収集から当選まで）を効率化するツールである「ATELU（アテル）」の提供をしております。SaaS型クラウドツールの合計契約件数は、累計で400件（注1）となっております。ATELUにおいては、2,397回（注2）の年間キャンペーン実施実績があります。

（注1）2022年3月末時点

（注2）2021年4月から2022年3月までの実績

（注3）ATELUでキャンペーンを実施する顧客において当選者決定から通知までに要する日数が5日から2日に短縮

3.人材教育サービス



検 定

SNSエキスパート検定 SNSリスクマネジメント

SNSエキスパート初級 SNSエキスパート上級 SNSリスクマネジメント認定

検定受講者数 **4,228**名 ※

講座・セミナー

自社開催や外部など年間約**60**回の登壇

啓蒙活動

書籍やメディアへの寄稿等を通じた啓蒙活動

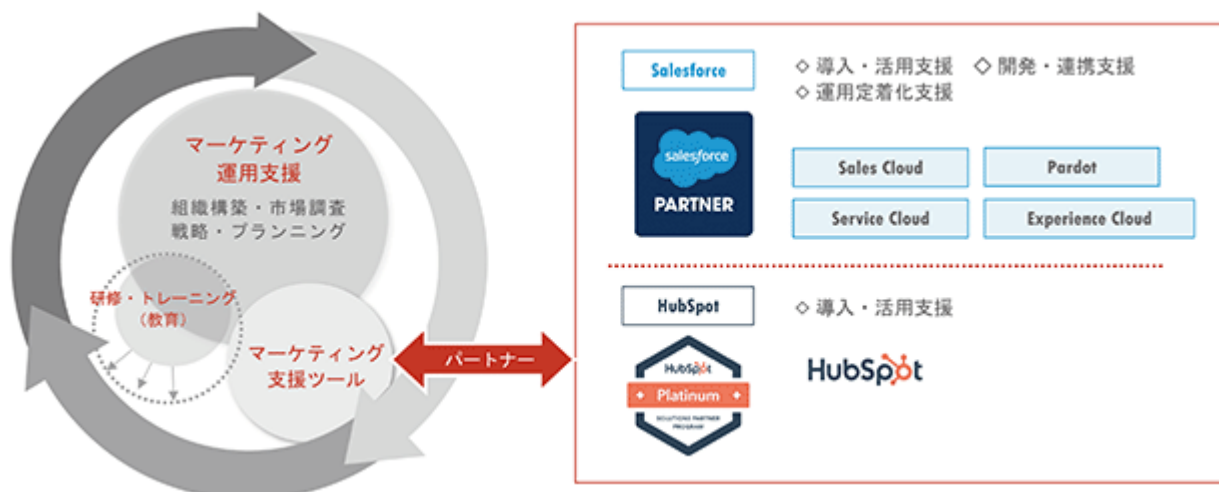
新刊発売

SNSアカウントの開設・運用のノウハウや、炎上などSNSにひそむリスクに関する内容を体系化した検定講座を開発・提供しております。3つの検定講座による人材教育サービスの他、セミナー、講演、書籍、メディアを通してSNSに関する正しい知識を普及し啓蒙活動にも努めています。検定講座は「初級SNSエキスパート検定」、「上級SNSエキスパート検定」、「SNSリスクマネジメント検定」があり、SNSエキスパート検定（初級・上級）、SNSリスクマネジメントの検定受講者数は4,228人（注1）となりました。

（注1）2022年3月末時点

b. マーケティングオートメーション事業

当社グループの株式会社24-7は、マーケティングオートメーションツール(MA)(注1)、営業支援システム(SFA)(注2)、顧客管理システム(CRM)(注3)の3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでをワンストップで支援しております。マーケティングオートメーションツール「HubSpot(注4)」及び「Salesforce(注5)」のパートナーとして、顧客企業へクラウドサービスの導入コンサル、活用支援等を行い顧客やパートナー企業から報酬を得ています。HubSpotの取り扱いを2012年より開始し、2020年1月にSalesforceコンサルティングパートナーに認定され、「Pardot(注6)」の取り扱いを開始いたしました。MAツールの導入支援実績及び運用の実績を強みとし、126社以上(注7)の実績があります。



サービス

- ・Pardot導入・活用支援
- ・HubSpot導入・活用支援
- ・各種ツールの操作・活用トレーニング
- ・マーケティング戦略の策定
- ・マーケティング運用支援サービス
- ・Webサイト制作・運用支援
- ・Salesforce導入支援
- ・Salesforce開発・連携支援
- ・Salesforce運用・定着化支援

(注1) 自社ウェブサイト(オウンドメディア)から見込み客情報(リード)の獲得、獲得したリードの分類、リードに対する接触から商談化までの流れを支援するツール群の総称

(注2) 営業のプロセスや進捗状況を管理し、営業活動を効率化するためのシステム

(注3) 顧客の嗜好、属性、利用状況等の情報を分析・活用し、顧客のニーズに合致した情報やサービス等を提供することにより、顧客の利便性と満足度を高め、顧客と企業の長期的な関係を築く取り組みのことをいいます。また、それを実現するためのツールやソリューションを指す用語としても用いられます。

(注4) HubSpot社について

HubSpot社は、2006年6月に米国マサチューセッツ州ケンブリッジで設立し、2014年10月9日(米国時間)ニューヨーク証券取引所に上場しています。同社は、インバウンドマーケティング&セールスソフトウェア「HubSpot」を提供しており、120カ国以上の国で10万社以上の導入企業実績があります。

(注5) Salesforce社について

米国カリフォルニア州に本社を置く、顧客関係管理(CRM)ソリューションを中心としたクラウド・コンピューティングサービス提供会社で、日本法人である株式会社セールスフォース・ドットコムは2000年4月に設立しています。全世界で15万社以上に導入されており、日本でも多くの企業で普及が進んでおります。

(注6) Pardot(パードット)とは、Salesforce社が提供する、BtoBに適したマーケティングオートメーションツールです。Salesforceと連携させて使用できる一体型のツールで、BtoBの営業活動をサポートするための機能が多数備わっています。

(注7) 2022年3月末時点

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

| 名称 | 住所 | 資本金 (千円) | 主要な事業 の内容 | 議決権の所有 (又は被所有) 割合(%) | 関係内容 |
|-------------------------------------|--------|-------------|---------------------------|----------------------------|---------------------------------|
| (連結子会社) 株式会社コムニコ (注) 2、5 | 東京都港区 | 11,750 | SNS マーケ ティング事業 | 100.0 | 経営管理業務の受託 役員の兼任 3名 |
| 株式会社24-7 (注) 6 | 東京都港区 | 9,000 | マーケティ ングオートメ ーション事業 | 100.0 | 経営管理業務の受託 役員の兼任 2名 資金の貸付 |
| 一般社団法人 SNS エキス パート協会(注) 4 | 東京都中央区 | - | SNS マーケ ティング事業 | - | 管理業務の受託 役員の兼任 2名 役員の出向 1名 |
| (その他の関係会社) 株式会社日比谷コン ピュータシステム | 東京都江東区 | 90,000 | ソフトウェア 開発 | 被所有 25.3 | 営業上の取引 |

(注) 1. 連結子会社の「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 理事の派遣を通じて実質的に支配しているため、子会社としたものであります。

5. 株式会社コムニコについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、当連結会計年度におけるSNSマーケティング事業セグメントの売上高に占める当該連結子会社の売上高の割合が90%を超えるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

6. 重要な債務超過会社であり、債務超過額は97,452千円(2022年3月31日現在)であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年3月31日現在

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|-------------------|---------|
| SNSマーケティング事業 | 96(-) |
| マーケティングオートメーション事業 | 6(-) |
| 全社(共通) | 21(-) |
| 合計 | 123(-) |

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者、退職者を除く。)であり、使用人兼務役員を含みます。なお、平均臨時雇用人員数は、従業員の100分の10未満であるため記載しておりません。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

| 従業員数(名) | 平均年齢(歳) | 平均勤続年数(年) | 平均年間給与(千円) |
|---------|---------|-----------|------------|
| 21 | 40.0 | 1.9 | 7,230 |

| セグメントの名称 | 従業員数(名) |
|----------|---------|
| 全社(共通) | 21(-) |

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者、退職者を除きます。)であります。なお、平均臨時雇用人員数は、従業員の100分の10未満であるため記載しておりません。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含めております。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。

4. 前事業年度末に比べ従業員数が6名増加しておりますが、主な理由は業容の拡大によるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は良好であり特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当連結会計年度末現在における経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループ名のラバブルマーケティンググループは、その名の通り愛されるマーケティング活動を推進しています。これは、短期的な成果のために生活者を欺いたり、邪魔をしたりする広告・マーケティング活動を決して行わないとする当社の強い思いを示すものです。これからの広告・マーケティングは、生活者や購買者の視点に立ち、邪魔をするのではなく、その人にとって価値のある情報を適切な形で届けることが重要です。私たちはそれを「愛されるマーケティング(Lovable Marketing)」と位置づけ、そのコンセプトを推進し日本のマーケティング業界を変えていきます。

(2) 経営戦略等

当社グループはますます重要性が増しているマーケティングのオペレーション部分に特化し、MOS(Marketing Operating Service)を提供しています。具体的には「運用支援」、「運用支援ツールの提供」、「教育」の3本柱を事業の根幹に捉え、マーケティングの実行(オペレーション)領域におけるNo.1を目指してまいります。また、その戦略の実行のためにマーケティングオペレーション人材が輝く業界の新しいカルチャーを形成し、彼ら彼女らがやりがいを持って活躍できる環境づくりをしています。

オペレーション領域における運用支援及びSaaS型クラウドツールの提供は案件数の拡大とともに売上が積みあがる安定的なストック型ビジネスモデルであり、顧客別売上高比率では、幅広い業種業界、大手企業の割合が高く安定的な収益が見込めます。多数のプラットフォームやプレイヤーが急増しては消えゆくなか、時代背景に左右されにくい緩やかかつ着実な成長を目指し、持続的に事業を展開していけるよう、SNSマーケティング事業で確立したMOS(Marketing Operating Service)を、マーケティングオートメーション事業及び新規参入テクノロジーへ横展開し、新しいテクノロジーやプラットフォームに合わせて拡大してまいります。

(3) 目標とする経営指標

当社グループは、事業規模を測定する指標としての「売上高」と、収益性を測定する指標としての「営業利益率」を意識して経営に取り組んでおります。売上高を継続的に成長させることにより事業規模を拡大し、継続的に成長していくとともに、営業利益率を向上させるために、オペレーションに関しては、案件ごとの業務内容を明確に規定し、業務フローの構築と工数管理を徹底することで業務の効率化を図り、また、これらの取り組みで得た知見やノウハウを自社開発のツールにも活用することで、さらなる業務の効率化を推進してまいります。

(4) 経営環境

「2021年日本の広告費(株式会社電通)」は6兆7,998億円(前年比110.4%)と新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2020年から回復する中で、インターネット広告費は大きく増加し、2兆7,052億円(前年比121.4%)となり、総広告費におけるインターネット広告費の構成比は39.8%まで拡大しております。またアメリカの調査会社IDCによると、国際的なデジタルデータの量は飛躍的に増大しており、2011年の約1.8ゼタバイト(約1.8兆ギガバイト)から2025年には約175ゼタバイト(約175兆ギガバイト)に達すると予測されています。一方、当社のSNSマーケティング事業を取り巻く環境については、ICT総研調べ「2020年度 SNS利用動向に関する調査」によると、国内のSNS利用者数は2022年末には8,241万人(普及率83.3%)に達する見込みで年々増加しており、また、総務省によると、企業におけるソーシャルメディアサービスの活用状況は、36.7%(前年比107.8%)と上昇しております(注1)。リアルタイムに双方向(企業と生活者)がつながることで、企業は継続的に生活者とのつながりを持つ双方向コミュニケーションを今後も重要視せざるをえないと、私たちは考えています。

また、マーケティングオートメーション事業を取り巻く環境は、2019年の国内におけるマーケティングオートメーションの事業者売上ベースの市場規模は402億円で、2025年には737億円に達すると予測されています(注2)。国内の人口が減少傾向にあるなか、業務効率の課題解決としてMAツール等の導入は加速していくと思われま。一方で、「IT人材の最新動向と将来推計に関する調査結果」(経済産業省)では2030年にはIT人材が78.9万人不足すると言われております。こういった経営環境からマーケティングのオペレーション(運用)分野に特化した人材の需要も順調に高まっていると認識しております。

(注1) 出処：「通信利用動向調査」(総務省)

(https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/190531_1.pdf)

(注2) 出処：(株)矢野経済研究所「DMP/MA市場に関する調査(2020年)」2020年10月26日発表

注：事業者売上高ベース

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループの提供するサービスは、インターネット広告の伸長に伴い重要性が高まっていくと思われ、当社グループの「運用の支援」及び「運用支援ツールの提供」、「教育」を3本柱としたMOSを新規顧客へ提供することで当社グループの競争力を高めることができると考えております。当社グループが今後も成長を続けていくためには、新規顧客の対象となる企業に対して当社の認知をあげていくことが不可欠と考えております。今後も費用対効果を意識し、プロモーション活動を強化して参ります。

優秀な人材の確保と教育体制の強化

優秀な人材の確保と適切な配置、育成システムの構築は、当社グループの成長において最も重要な経営課題と認識しております。特にマーケティングの実行(オペレーション)を担うマーケティングオペレーション人材の不足を補うため、継続的に採用活動を行い、当社の企業理念、組織風土にあった優秀な人材の確保に努めるとともに、社内の教育体制の強化及びオペレーション領域の組織文化形成に努めてまいります。また、社員の職位、職務に応じた適切な研修を行い、人材の教育、育成を進めてまいります。

グループ経営の強化

当社グループは、各社間の連携強化と業務の内製化の一層の推進及び業務基盤の共通化を進めて、グループ全体の競争力を高め、収益力の向上を図るとともに、自己資本比率を高め、財務体質の改善が重要であると認識しており、キャッシュ・フローの向上及び借入金の圧縮に取り組んでまいります。また、更なる成長率の向上のために、新たな業務提携やM&Aによる機能拡充、事業の拡大も併せて進めてまいります。

内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び財務諸表の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の内部管理体制の整備、運用の強化を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財務状況等に関するリスクについて、投資者の判断に影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を記載しております。当社グループはこれらのリスクの発生可能性を認識した上で、発生回避及び万一発生した場合には適切な対応に努め、事業活動に支障をきたさないよう努力してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業環境及び固有の法的規制に係わるリスクについて

インターネット事業に関する一般的なリスク

当社グループは、インターネット関連事業を主たる事業対象としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。当社グループは、法改正などの早期情報収集、市場動向のモニタリングなど行っておりますが、インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

技術革新について

当社グループが事業を展開するインターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスの導入が相次いで行われております。当社グループは、これらの変化に対応するため、技術者の確保や必要な研修活動を行っておりますが、これらが想定通りに進まない場合等、変化に対する適切な対応に支障が生じた場合、当社グループの業界における競争力が低下し当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

システム障害について

当社グループでは事業の安定的な運営のためのシステム強化及びセキュリティ対策を行っておりますが、サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、当社グループソフトウェアの不具合、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によって、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、当社グループに対する損害賠償請求が発生する場合も想定され、このような場合には当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

個人情報管理によるリスク

当社グループはサービス提供にあたり、顧客、サービス利用会員等の個人に関連する情報を取得しております。これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。しかし、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

知的財産権に係る方針等について

当社グループによる第三者の知的財産権等を侵害する可能性については調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社グループの事業分野で当社グループの認識していない知的財産権等が既に成立している可能性又は新たに当社グループの事業分野で第三者により知的財産権等が成立する可能性があります。かかる場合においては、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害することによる損害賠償請求や差止請求等、または当社グループに対するロイヤリティの支払い要求等を受けることにより、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。また、当社グループは必要に応じて商標権等の知的財産権の申請を行っておりますが、当社グループの知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間や費用を要する等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性：少、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：少

ソーシャルメディアデータの法整備について

ソーシャルメディアが益々浸透し、クチコミが日々大量に生成されるようになりました。このような状況において、ソーシャルメディアデータに関する法整備においては、2010年1月に施行された改正著作権法でインターネット上の検索サービスを提供する事業者がその検索サービスに必要な情報を収集する行為が一定の条件下で認められるようになりました。しかしながら、今後の新たな法律の制定や既存の法律の改正により、自主規制が求められるようになる可能性があります。当社グループでは、これらの動向に関する情報収集を行っておりますが、当社グループのサービスを提供する上での情報収集やサービスの提供の仕方自体に何らかの制約を受けた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

マーケティング業務のアウトソーシングについて

当社グループは、顧客に対して、MOS (Marketing Operating Service) を事業コンセプトに、マーケティングの運用領域の支援サービスを提供しております。専門性を有する人材育成や確保の限界、外部のファシリティを使うことでの費用と効果の明確化、繁忙期、閑散期の雇用継続不要によるコストダウンなどの理由から、近年においてアウトソーシングが進んでいるものと考え、今後もマーケティング業務のアウトソーシング需要が拡大するものと認識しております。当社グループは、マーケティングオペレーションの重要性や専門知識の必要性を発信し認知されるように努力しておりますが、今後経済状況や顧客の経営方針の変化にて社内リソースでマーケティング業務を行う内製化へ進んだ場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性：少、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

主要SNSのユーザーの利用動向やプラットフォームの規制変更等について

当社グループのサービスは、Instagram、Facebook、Twitter等の主要SNSのプラットフォーム上でのマーケティング手法を中心としております。利用者が増加傾向にあるSNSは広告媒体としての訴求力が高まることから、各SNSのユーザーの利用動向は重要な指標となるため、当社グループではこれらの動向に関する情報収集を行っておりますが、既存のSNSにおけるユーザーの利用動向の変化や、新たなSNSの流行に対して、当社グループの対応が遅れた場合、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、広告関連の規約・規制等の変更により、情報の取得に制限や禁止となることで従来可能であったマーケティング手法を用いることが出来なくなる可能性があり、当社グループの対応が遅れた場合や、SNSのセキュリティ面の不備により信頼性に疑義が発生した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性：中、発生する可能性のある時期：特定時期なし、影響度：大

サービスの陳腐化について

インターネット広告市場は、日々新たな技術革新やサービスの提供が行われる市場であり、競合他社より有益な価値を顧客に対し提供する必要があります。当社グループでは、顧客のニーズに対応するために常に新たな技術の開発やサービス機能の強化及び拡充、適切な人材の確保に努めておりますが、保有するサービス及び技術等が陳腐化し、変化に対する十分な対応が困難となった場合、あるいは変化する顧客のニーズに的確な対応ができなくなった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

インターネット広告市場について

マーケティング支援事業及び広告事業が対象とするインターネット広告市場は拡大傾向にあり、今後も当該市場は拡大していくものと想定されます。当社グループでは、これらの動向に関する情報収集を行っておりますが、景況感の変化や新たなイノベーションの創出により、インターネット広告市場が拡大傾向の鈍化あるいは縮小傾向に転じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

法的規制について

当連結会計年度末現在で、当社グループの主力事業において直接的な法的規制又は業界の自主規制はありませんが、広告主の広告内容により、「不当景品類及び不当表示防止法」、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」、「医薬若しくは歯科医薬又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針」等の規制を受ける可能性があります。当社では、顧客の広告が各種法的規制に抵触することを避けるため、事例も含めた勉強会の実施、コンテンツ制作において判断に迷うものは法務担当へ問い合わせるなどして当社従業員の意識を高めるよう努めております。今後、法令等の改正や新たな法令等の制定が行われ既存の法令等の解釈に変更が生じ、法令等に準ずる位置づけで業界の自主規制が制定され、その遵守を要請される場合には、当社の事業活動及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:少

(2) 経営成績及び財政状態に影響を及ぼすリスク要因について

景気動向及び顧客企業の広告マーケティング予算の影響について

当社グループの取引はクライアントの広告マーケティング予算に強く影響を受けます。景気低迷の折に、広報・広告宣伝予算は相対的に削減の対象となりやすいと考えられ、クライアントの景気やその他の影響が、当社グループの事業及び業績に大きな影響を与える可能性があります。当社グループでは、これらの動向に関する情報収集を行っており、リモートワークの環境整備やリモート会議システムを導入・推奨しオンラインでの商談などを進めておりますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大によりクライアントの景気が悪化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

特定販売先への依存について

当社グループは、企業のデジタルマーケティング支援を行っておりますが、企業はマーケティング施策全般の支援を大手広告代理店に発注することが比較的多く、そのため当社グループは一定部分を大手広告代理店から受注しております。当社グループでは、取引先上位会社の定期的な確認及び企業との直接取引も増やしておりますが、大手広告代理店より発注の手控えがあれば、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

特定事業への依存について

当社グループでは、SNSマーケティング事業が売上の大部分を占めております。当社グループでは、今後も高付加価値なサービスを提供することで、さらなる売上高の拡大、既存のマーケティングオートメーション事業を育成し、新規事業の開始など事業の裾野を拡大することで対応を図りたいと考えておりますが、SNSマーケティング事業の成長に何らかの問題が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

競合について

当社グループのSNSマーケティング事業の領域は、新規事業参入者が活発であります。しかしながら日本におけるSNS黎明期と言われる2008年から創業し蓄積してきたSNSアカウント運用の長い経験と実績、それらの知見をもとに自社で開発したSNS運用支援ツールの提供、運用業務の効率化、人材採用・人材教育を、リスクマネジメント、コンテンツ企画力などSNSマーケティングの総合代理店として、サポート企業数の増加、サポート内容の拡充を実現しておりますが、当社グループの強みであるマーケティングの運用領域の支援サービスの優位性が低下した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:中、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

(3) 当社グループの事業運営体制に係わるリスクについて

人材の確保及び育成について

当社グループの事業展開においては、運用面においては高度な技術スキルを有する人材が要求されることから、必要な人材を適切に確保するとともに、育成を行っていく必要があります。また、今後の事業拡大により受注の獲得機会が増加した場合、受注規模に応じた人員の確保が必要となります。当社グループは今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針であります。必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合や、現在在籍する人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは従来から、リモートワークやフレックスタイム制による時差出勤制度を導入していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、リモートワークの環境整備支援やリモート会議システムを導入・推奨する等、従業員の安全を確保するとともに安定したサービス提供ができる環境作りを推進しております。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

ストック・オプション行使による株式価値の希薄化について

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

発生可能性:高、発生する可能性のある時期:権利行使期間内、影響度:大

配当政策について

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保を意識しつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。しかしながら当社は、繰越欠損金の未解消かつ成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。

現在におきましても、内部留保の充実を優先しておりますが、将来的には、業績及び財務状態等を勘案しながら株主への利益の配当を目指していく方針であります。ただし、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

発生可能性:事業計画の進捗状況による、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

調達資金の使途について

当社は上場に伴う公募増資資金について、運転資金及び人材採用及び借入金返済等に充当する計画としておりますが、当社の所属する業界の環境変化や、これに伴う今後の事業計画の見直し等により、投資による期待通りの効果があげられなくなる可能性や、場合によっては充当先の変更が生ずる可能性があります。この場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

他社との業務・資本提携等について

当社グループは、他社との業務提携、資本提携等を通じて事業の拡大、スピードアップに取り組んでいく方針であります。当社グループと提携先の持つ技術やノウハウ等を融合することにより、事業シナジーを発揮することを目指します。当社グループでは、対象企業の属する業界の市場規模、業界環境や対象企業を調査し、事前に収益性などについて慎重に検討することとしておりますが、当初見込んだ効果が発揮されない場合、またこれらの提携等が何らかの理由で解消された場合、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

多額の借入金、金利の変動について

当社グループは、金融機関を貸付人とする借入契約を締結し多額の借入れを行っており、2022年3月期の有利子負債依存度は31.7%となっております。当社グループでは、数ヶ月先の資金繰りを見通し、財務バランスを悪化させるような不必要な追加借入を発生させないため、金利などの条件を金融機関と交渉をしておりますが、借入金にかかる金利のうち、変動金利部分については、市場金利が上昇した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:、影響度:中

株式会社日比谷コンピュータシステムとの関係について

当連結会計年度末現在、株式会社日比谷コンピュータシステムは当社の発行済株式総数の25.3%(354千株)を保有しており、同社は当社のその他の関係会社(当社は同社の持分法適用関連会社)に該当しており、同社の親会社の株式会社HCSホールディングスは2021年6月に上場しております。同社は当社株式の売出等の予定はありませんが、将来において、同社における当社株式の保有比率に大きな変動があった場合、当社株式の流動性及び株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:中

代表取締役への依存について

当社代表取締役は2008年11月の株式会社コムニコを設立以来、事業を牽引し、2014年には当社を設立しグループを大きく成長をさせて参りました。現在も当社グループの経営戦略、各事業の連携、組織運営の推進において重要な役割を担っております。当社グループでは、以前より組織体制の整備、業務の標準化及びマネジメント機能の強化を図るなど、経営者に過度に依存しない体制の確立に努めておりますが、何らかの理由により、同氏が当社グループの業務を継続することが困難になった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

自然災害、事故、パンデミック等について

当社グループでは自然災害、事故等発生時には、速やかに対策本部を設置し、事業継続に向けて対応をするよう準備を行っております。また、当社では従来からリモートワークやフレックスタイム制による時差出勤制度を導入していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、リモートワークの環境整備支援やリモート会議システムを導入する等、従業員の安全を確保するとともに安定したサービス提供ができる環境作りを推進しております。しかしながら、本社所在地である関東圏において、大地震、台風等の自然災害や事故等により設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社従業員の勤務が困難になる可能性があり当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

発生可能性:少、発生する可能性のある時期:特定時期なし、影響度:大

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける中で、ワクチン接種の促進や各種の経済施策により、国内外で社会経済活動が回復に向かうことが期待されております。しかしながら、オミクロン株の感染急拡大により、多くの地域でまん延防止等重点措置が実施されるなど、新型コロナウイルス感染症の終息時期及び経済活動の動向は、依然として先行きが不透明な状況が続いております。また、ロシアによるウクライナ侵攻もあり、世界的な景気下振れリスクに対する十分な注意は引き続き必要であり、依然として先行きは不透明であります。

当社グループが事業展開を行うインターネット領域においては、「2021年日本の広告費」（株式会社電通）によると、日本の総広告費が6兆7,998億円（前年比110.4%）と新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた2020年から回復する中で、インターネット広告費は社会の急速なデジタル化を背景に大きく伸長し、2兆7,052億円（前年比121.4%）となり、総広告費におけるインターネット広告費の構成比は39.8%まで拡大しております。

このような状況の下、当社グループでは「運用支援」、「運用支援ツールの提供」、「教育」といった当社グループ独自のソリューションを強みに、企業のマーケティング活動を総合的に支援してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は1,388,119千円(前期比44.1%増)、営業利益200,329千円(前連結会計年度は35,641千円の損失)、経常利益187,309千円(前連結会計年度は24,503千円の損失)、親会社株主に帰属する当期純利益91,218千円(前連結会計年度は33,248千円の損失)となりました。

セグメントごとの業績は以下のとおりです。

(SNSマーケティング事業)

企業のSNSアカウントの戦略策定から開設、運用代行、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までサポートするSNSアカウント運用支援サービス、SNSマーケティングを効率化するSaaS型のSNS運用支援ツールの開発・提供をしております。また、これらのノウハウを活かしてコンテンツ開発をしたSNSエキスパート検定講座の提供をしております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークや自宅での時間が増えたことから、SNS利用時間や接触時間が増加したこと。オフラインでのマーケティングがオンラインにシフトする中で、企業のデジタルマーケティングにおいてもSNSマーケティングの重要性は高まっております。そのため新規運用案件の受注が好調に推移したほか、SaaS型のSNS運用支援ツールの導入件数も拡大し、当社グループの成長を牽引いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高(「セグメント間の内部売上高又は振替高」を含まない外部顧客への売上高(以下同じ))は1,313,274千円(前期比45.5%増)、セグメント利益は515,124千円(前期比99.7%増)となりました。

(マーケティングオートメーション事業)

マーケティングオートメーションツール(MA)、営業支援システム、顧客管理システムの3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでワンストップで支援しております。当連結会計年度におきましても、Salesforceの運用サポートサービスの拡充と顧客開拓に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は74,845千円(前期比46.6%増)、セグメント損失は6,086千円(前連結会計年度は11,026千円の損失)となりました。

財政状態の状況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産につきましては、前連結会計年度末に比べ567,646千円増加し1,283,013千円となりました。これは主に、新株発行に伴う払込等により現金及び預金が423,679千円増加したこと等によります。固定資産につきましては、前連結会計年度末に比べ23,799千円減少し43,428千円となりました。これは主に償却により、のれんが4,556千円、税務上の一時差異の減少により繰延税金資産が7,572千円減少したこと等によります。その結果、資産合計につきましては、前連結会計年度末に比べ543,846千円増加し1,326,441千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債につきましては、前連結会計年度末に比べ253,029千円増加し693,296千円となりました。これは主に、課税所得の増加により未払法人税等が63,291千円、取引増加により未払消費税等が55,474千円、決算賞与等の発生により未払金が77,295千円増加したこと等によります。固定負債につきましては、前連結会計年度末に比べ、65,329千円減少し168,700千円となりました。これは借入金の返済により長期借入金63,329千円減少したことによります。その結果、負債合計につきましては、前連結会計年度末に比べ187,700千円増加し861,996千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ356,145千円増加し464,444千円となりました。これは主に新株発行に伴う払込により資本金及び資本剰余金がそれぞれ129,926千円、親会社株主に帰属する当期純利益の計上により、利益剰余金が91,218千円増加したこと等によるものであります。

この結果、企業の安定性を示す自己資本比率は33.7%(前連結会計年度末は12.3%)となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ423,679千円増加し、863,913千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、227,176千円(前連結会計年度は21,721千円の支出)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益186,462千円の計上、仕入債務の増加53,912千円、未払金の増加77,295千円、未払消費税等の増加55,474千円等の収入があった一方で、売上債権の増加160,432千円等の支出があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、前連結会計年度に比べ9,350千円増加し13,766千円(前連結会計年度は4,415千円の収入)となりました。これは主に、その他(敷金の回収による収入)15,786千円等の収入があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、前連結会計年度に比べ98,672千円増加し182,737千円(前連結会計年度は84,065千円の収入)となりました。これは主に、新規上場に伴い株式の発行による収入254,853千円があった一方で、長期借入金の返済による支出72,116千円があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社グループのサービス提供は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載は省略しております。

b 受注状況

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

| セグメントの名称 | 販売高(千円) | 前年同期比(%) |
|-------------------|-----------|----------|
| SNSマーケティング事業 | 1,313,274 | 145.5 |
| マーケティングオートメーション事業 | 74,845 | 146.6 |
| 合計 | 1,388,119 | 144.1 |

(注) 1. セグメント間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績や現状等を勘案し合理的に見積り、計上しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針につきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

また、重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、特に重要なものは次のとおりであります。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社グループは、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性があるとして判断した将来減算一時差異については、繰延税金資産を計上することとしております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上額に影響する可能性があります。

翌連結会計年度の連結財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがあるものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りにつきましては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (追加情報)」に記載のとおりであります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a 経営成績の分析

(売上高)

売上高は1,388,119千円(前年同期比44.1%増加)となりました。これは主に、SNSマーケティング事業において新型コロナウイルス感染症の影響でリモートワークや自宅での時間が増えたことから、SNS利用時間や接触時間が増加したこと。オフラインでのマーケティングがオンラインにシフトする中で、企業のデジタルマーケティングにおいてもSNSマーケティングの重要性は高まっており、新規運用案件の受注が好調に推移したほか、SaaS型のSNS運用支援ツールの導入件数も拡大したことによるものです。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は579,276千円(前年同期比20.5%増加)となりました。これは主に、売上高の増加に伴う外注費の増加、決算賞与等の支給を行なったことによる労務費の増加によるものであります。この結果、売上総利益は808,843千円(前年同期比67.5%増加)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は608,513千円(前年同期比17.4%増加)となりました。これは主に、営業体制及び管理体制強化を企図し、株式会社コムニコの営業部門及び当社の管理部門の人員を増やしたことによる人件費増加によるものであります。この結果、売上の増加が販売費及び一般管理費の増加を吸収し、営業利益は200,329千円(前年同期は35,641千円の営業損失)となりました。当社グループは営業利益率10%を経営指標としており、当連結会計年度の営業利益率は14.4%となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は2,715千円(前年同期比85.7%減少)となり、その主な内訳は講演料等収入であります。営業外費用は15,734千円(前年同期比102.2%増加)となりその主な内訳は株式上場費用及び株式交付費となります。この結果、経常利益は187,309千円(前年同期は24,503千円の経常損失)となりました。

(特別損益、法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益)

特別損益につきましては、特別損失として固定資産除却損847千円を計上しております。また、法人税等合計は90,169千円(前年同期比9,884.2%増加)となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は91,218千円(前年同期は33,248千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

b 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、前述の「2. 事業等のリスク」に含めて記載しております。

c 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

d キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループにおける主な資金需要は、更なる事業規模の拡大を図るための優秀な人材を確保することが必要であり、今後も採用活動を積極的に進めるための運転資金及び設備投資のための資金であります。これらの資金需要につきましては、自己資本を基本としつつ、必要に応じて金融機関からの借入及び新株発行により調達することとしております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における重要な設備投資はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2022年3月31日現在

| 事業所名 (所在地) | セグメントの 名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | 従業員数 (名) |
|-----------------------|--------------|-------|---------------|----|-------------|
| | | | 工具、器具 及び備品 | 合計 | |
| 本社 (東京都港区) (注)4 | 全社(共通) | 事務所設備 | 0 | 0 | 21 |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社の建物はすべて賃借しております。

3. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

| 事業所名 (所在地) | セグメントの名称 | 設備の内容 | 年間賃借料 (千円) |
|-----------------|----------|--------|---------------|
| 旧本社 (東京都中央区) | 全社(共通) | 旧本社事務所 | 8,725 |
| 本社 (東京都港区) | 全社(共通) | 本社事務所 | 10,467 |

4. 当社は2021年7月14日付で、本社を東京都港区に移転しており、旧本社事務所は2021年7月に賃貸借契約を解約しております。

(2) 国内子会社

2022年3月31日現在

| 会社名 | 事業所名 (所在地) | セグメン トの名称 | 設備の内容 | 帳簿価額(千円) | | | | | 従業員数 (名) |
|--------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------|----------|-------------------|------------|-----|-------|-------------|
| | | | | 建物 | 工具、 器具及び 備品 | ソフト ウエア | その他 | 合計 | |
| 株式会社 コムニコ | 本社 (東京都港区) (注)2 ほか2事業所 | SNSマーケティ ング事業 | 事務所設備 情報処理設備 ソフトウェア | 579 | 447 | 1,230 | - | 2,256 | 96 |
| 株式会社 24-7 | 本社 (東京都港区) (注)2 | マーケティ ングオートメ ーション事業 | 事務所設備 | - | 0 | - | - | 0 | 6 |

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 株式会社コムニコ、株式会社24-7は2021年7月14日付で、本社を東京都港区に移転しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|-------------|
| 普通株式 | 4,725,100 |
| 計 | 4,725,100 |

(注) 2021年12月21日をもって、当社株式は東京証券取引所マザーズに上場しております。

【発行済株式】

| 種類 | 事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日) | 提出日現在 発行数(株) (2022年6月29日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|-----------------------------------|---------------------------------|---|------------------|
| 普通株式 | 1,402,525 | 1,402,525 | 東京証券取引所 マザーズ(事業年度 末現在) グロース市場(提出 日現在) | 単元株式数は100株であります。 |
| 計 | 1,402,525 | 1,402,525 | - | - |

(注) 提出日現在の発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第1回新株予約権

| | |
|--|-----------------------|
| 決議年月日 | 2017年1月25日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 外部支援者 1 |
| 新株予約権の数(個) | 1,470(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 36,750(注)1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 889(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2017年7月1日～2028年6月30日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 969 資本組入額 485 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡、担保権の設定その他の処分を禁ずる。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の行使期間の間の事業年度における株主総会において承認された計算書類における当社損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)において、営業利益にのれ

ん償却額(ただし、販売費及び一般管理費に計上されたものに限る。)を加算した額が一度でも2億円を超過している場合にのみ、新株予約権を権利行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社の取締役会にて定めるものとする。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社の取締役会の決議により認められた場合はこの限りでない。

新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社の取締役会の決議により、当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨の決定をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役の過半数の決定により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役の過半数の決定があった場合)、当社は、当社取締役の過半数の決定により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

() 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

() 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

() 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役の過半数の決定により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役の過半数の決定によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 組織再編行為時の新株予約権の取扱いは、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権は消滅するものとする。ただし、再編対象会社が新株予約権を交付する旨及びその比率を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合においては、当該定めに従って取り扱うものとする。

第2回新株予約権

| | |
|--|-------------------------|
| 決議年月日 | 2018年5月16日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社取締役 3 子会社取締役 4(注)6 |
| 新株予約権の数(個) | 2,100(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 52,500(注)1 |
| 新株予約権行使時の払込金額(円) | 889(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2020年5月17日～2028年4月23日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 889 資本組入額 445 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、2018年4月23日付臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りでない。

新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会により、当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役で決議された場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

() 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

() 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

() 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 組織再編行為時の新株予約権の取扱いは、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. グループ内の組織再編による異動及び退職等による権利の喪失により、当連結会計年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社元従業員1名、子会社取締役1名となっております。

第3回新株予約権

| | |
|--|--------------------------------------|
| 決議年月日 | 2019年5月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社監査役 1 子会社理事 1 子会社従業員 5 (注) 6 |
| 新株予約権の数(個) | 1,350(注) 1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 33,750(注) 1 |
| 新株予約権行使時の払込金額(円) | 1,700(注) 2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年5月23日～2029年4月17日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,700 資本組入額 850 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注) 3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注) 5 |

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、2019年4月17日付臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りでない。

新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会により、当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役で決議された場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

() 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

() 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

() 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 組織再編行為時の新株予約権の取扱いは、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. グループ内の組織再編による異動、退職等による権利の喪失及び権利の行使により、当連結会計年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、子会社理事1名、子会社従業員4名となっております。

第4回新株予約権

| | |
|--|-------------------------|
| 決議年月日 | 2019年5月22日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 3 子会社取締役 2(注)6 |
| 新株予約権の数(個) | 1,000(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 25,000(注)1 |
| 新株予約権行使時の払込金額(円) | 1,700(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年5月23日～2029年5月22日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,700 資本組入額 850 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、2019年5月22日付臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りでない。

新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会により、当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役で決議された場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

() 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

() 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

() 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 組織再編行為時の新株予約権の取扱いは、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2. で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記 に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. グループ内の組織再編による異動及び退職により、当連結会計年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名、当社元従業員1名、子会社取締役1名、子会社理事1名となっております。

第5回新株予約権

| | |
|--|-------------------------|
| 決議年月日 | 2019年8月21日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 子会社取締役 1(注)6 |
| 新株予約権の数(個) | 100(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 2,500(注)1 |
| 新株予約権行使時の払込金額(円) | 1,700(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2021年8月22日～2029年8月21日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,700 資本組入額 850 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、2019年8月21日付臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りでない。

新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会により、当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役で決議された場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

() 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

() 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

() 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 組織再編行為時の新株予約権の取扱いは、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. グループ内の組織再編による異動により、当連結会計年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員1名となっております。

第6回新株予約権

| | |
|--|-------------------------------------|
| 決議年月日 | 2021年3月17日 |
| 付与対象者の区分及び人数(名) | 当社従業員 3 子会社取締役 1 子会社従業員 1(注)6 |
| 新株予約権の数(個) | 800(注)1 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) | 普通株式 20,000(注)1 |
| 新株予約権行使時の払込金額(円) | 1,815(注)2 |
| 新株予約権の行使期間 | 2023年3月18日～2031年2月10日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1,815 資本組入額 908 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 当社取締役会の承認を要する。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 |

当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。なお、提出日の前月末(2022年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、2021年2月10日付臨時株主総会の決議の日(以下「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

2. 新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価(ただし、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。)を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

上記及びのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

3. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合、又はその他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役会の決議により認められた場合はこの限りでない。

新株予約権者は、当社の普通株式がいずれかの株式公開市場に上場することを条件に新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問及びこれに準ずる役員又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、当社取締役会により、当該新株予約権の権利行使を認めない旨の決議をすることができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

4. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び無償取得の条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役、相談役、顧問又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

以下の議案が株主総会で決議された場合(株主総会が不要の場合は、当社取締役で決議された場合)、当社は、取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

() 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

() 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

() 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

5. 組織再編行為時の新株予約権の取扱いは、以下のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して、以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記2.で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記に従って決定される新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使の条件

本新株予約権の内容に準じて決定する。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

本新株予約権の内容に準じて決定する。

6. 退職により、当連結会計年度末現在においては、「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員2名、当社元従業員1名、子会社取締役1名、子会社従業員1名となっております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2018年3月2日 (注) 1 | 676 | 45,676 | 7,511 | 119,261 | 7,511 | 109,910 |
| 2018年3月22日 (注) 2 | 1,575 | 47,251 | 17,499 | 136,760 | 17,499 | 127,410 |
| 2020年3月24日 (注) 3 | 1,134,024 | 1,181,275 | - | 136,760 | - | 127,410 |
| 2021年12月20日 (注) 4 | 215,000 | 1,396,275 | 124,614 | 261,374 | 124,614 | 252,024 |
| 2022年2月1日 (注) 5 | 6,250 | 1,402,525 | 5,312 | 266,687 | 5,312 | 257,336 |

(注) 1. 有償第三者割当増資、発行価格22,222円、資本組入額11,111円

割当先 株式会社日比谷コンピュータシステム

2. 有償第三者割当増資、発行価格22,222円、資本組入額11,111円

割当先 横山 隆治

3. 株式分割(1:25)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,260円

引受価額 1,159.20円

資本組入額 579.6円

5. 新株予約権の行使によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

| 区分 | 株式の状況(1単元の株式数100株) | | | | | | | | 単元未満 株式の状況 (株) |
|-----------------|--------------------|------|--------------|------------|-------|------|-----------|--------|----------------------|
| | 政府及び 地方公共 団体 | 金融機関 | 金融商品 取引業者 | その他の 法人 | 外国法人等 | | 個人 その他 | 計 | |
| | | | | | 個人以外 | 個人 | | | |
| 株主数 (人) | - | 2 | 25 | 20 | 12 | 6 | 734 | 799 | - |
| 所有株式数 (単元) | - | 153 | 1,944 | 7,071 | 417 | 25 | 4,405 | 14,015 | 1,025 |
| 所有株式数 の割合(%) | - | 1.09 | 13.87 | 50.45 | 2.98 | 0.18 | 31.43 | 100 | - |

(6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|---|--------------|---|
| 株式会社日比谷コンピューターシステム | 東京都江東区東陽2丁目4-38 | 354,400 | 25.27 |
| 合同会社みやびマネジメント | 東京都江東区豊洲5丁目6-29 2114号 | 342,450 | 24.42 |
| 株式会社SBI証券 | 東京都港区六本木1丁目6番1号 | 118,000 | 8.41 |
| 林 雅之 | 東京都江東区 | 72,114 | 5.14 |
| 横山 隆治 | 東京都港区 | 39,375 | 2.80 |
| 楽天証券株式会社 | 東京都港区南青山2丁目6番21号 | 33,400 | 2.38 |
| BNY GCM CLIENT ACCONUT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行) | PETERBOROUGH COURT 13 3 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KING DOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1) | 30,500 | 2.17 |
| 長谷川 直紀 | 東京都渋谷区 | 25,500 | 1.82 |
| 柏木 拳志 | 大阪府大阪市阿倍野区 | 22,100 | 1.58 |
| 鶴川 太郎 | 東京都渋谷区 | 16,525 | 1.18 |
| 計 | - | 1,054,364 | 75.18 |

(注) 合同会社みやびマネジメントは弊社代表取締役林 雅之の資産管理会社です。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2022年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|-------------------|----------|----|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,401,500 | 14,015 | - |
| 単元未満株式 | 普通株式 1,025 | - | - |
| 発行済株式総数 | 1,402,525 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 14,015 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、現在は成長過程にあると考えていることから、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体制の強化のための投資などに充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、当社は剰余金の配当を行う場合には、期末配当の年1回を基本的な方針としており、配当の決定機関は株主総会であります。また、当社は、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

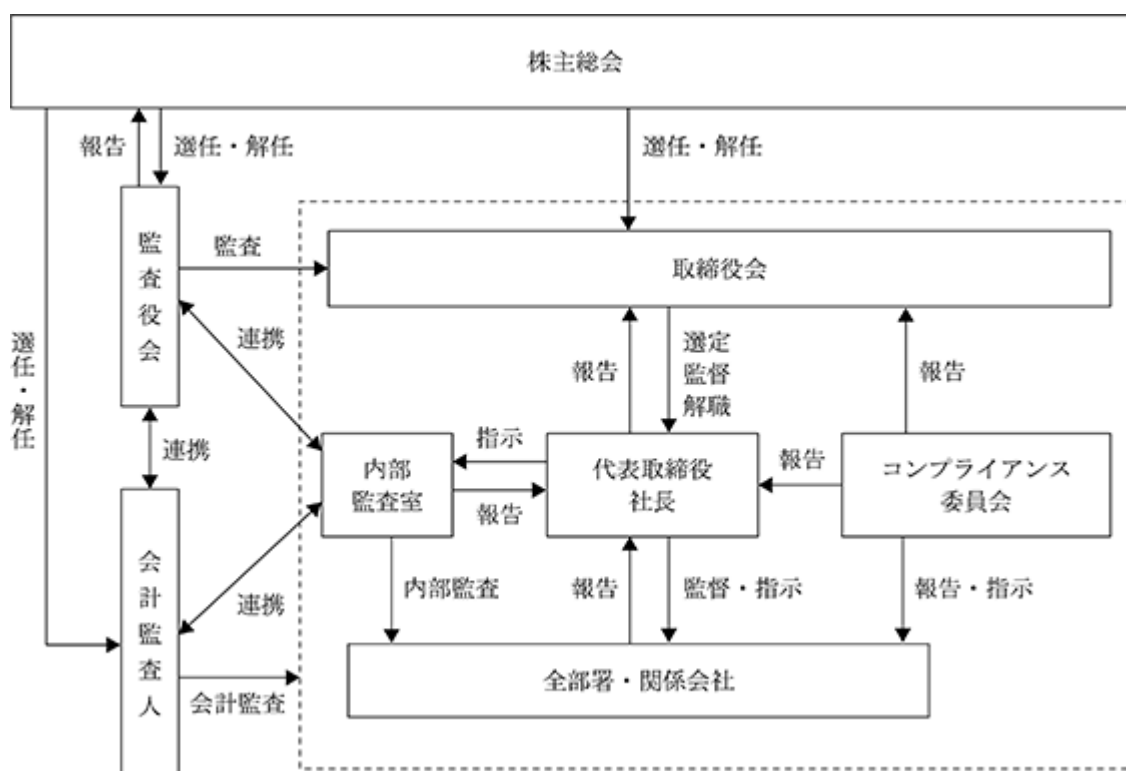
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「愛されるマーケティング活動」、すなわち現代の情報消費行動に寄り添うマーケティングをコンセプトに掲げ、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底し、株主、取引先、従業員等全てのステークホルダー(利害関係者)から高い信頼を得るため、コーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付けております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、また日常的に業務を監視する内部監査室を設置しております。これら各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと判断し、この体制を採用しております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制を図示すると、次のとおりであります。



イ．取締役会

当社の取締役会につきましては、議長である代表取締役社長林雅之をはじめ、社外取締役鶴川太郎、社外取締役松本高一の3名で構成されております。取締役会は、効率かつ迅速な意思決定を行えるよう、定時取締役会を毎月1回開催し、重要事項はすべて付議され、業務執行状況についても随時報告するほか、重要な議案が生じた時に必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、会社の経営上の重要事項の意思決定及び業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令及び定款に定められた事項並びに重要な業務に関する事項を決議しております。

ロ．監査役会

当社の監査役会については、社外監査役佐々山英一、社外監査役小田香織、社外監査役今井智一の計3名で構成されております。監査役は取締役会その他重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行を監査し、適宜意見を述べております。監査役は監査計画に基づき監査を実施し、監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

八．内部監査室

当社の内部監査室につきましては、内部監査責任者として執行役員中川徳之、ほか内部監査担当者2名を選任し、また内部監査業務の一部を外部に業務委託しており、当社全部門及び主要な子会社をカバーするように監査を実施しております。内部監査室は、年間の監査計画に基づいて各部門及び各関係会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告したうえで、改善事項が検出された場合には、当該各部門及び各関係会社に対して具体的な改善を求め、改善状況の監視を行っております。

二．会計監査人

当社は、三優監査法人と監査契約を結んでおり、監査役の会計監査の実施に際し相互に連携を行い、また、会計上の重要事項につきましては適宜監査結果の報告を受けております。

企業統治に関するその他の事項

イ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、全社的にコンプライアンスの正しい理解、徹底を図るため、コンプライアンス管理規程を定め、施行しております。同規程に基づき、コンプライアンスの推進機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス委員長として執行役員中川徳之を任命しております。さらに主要な関係会社より、コンプライアンス委員長がコンプライアンス委員を選抜し、各関係会社でのコンプライアンスの状況把握を徹底しております。

ロ．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社の業務の適正性を確保するための体制及び財務報告の信頼性を確保するための体制を構築・整備し、運用していくための基本方針である内部統制システムに関する基本方針制定しております。なお、基本方針の概要は以下のとおりです。

- 1．当社の取締役及び使用人ならびに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、コンプライアンスを統括する組織として、「コンプライアンス委員会」を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
 - (2) 全ての役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「コンプライアンス管理規程」を定めるとともに、取締役会のもと組織されるコンプライアンス委員会を設置し、ビジネスルール遵守を周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 取締役は、重大な法令違反その他法令及び社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。また、問題の未然防止、早期発見、早期解決のため「コンプライアンス管理規程」に「内部通報制度」を定める。
- 2．当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 取締役及び使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等については、適用ある法令及び「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
 - (2) 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう検索可能性の高い方法で保存、管理する。
- 3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 社内諸規程に基づき業務運営を行う体制を整備し、取締役及び使用人が自己の業務分掌及び職務権限に応じた業務運営を行うことによりリスク管理を行う体制を構築しています。
 - (2) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程を整備しております。リスク管理規程に基づき、代表取締役及びコーポレート本部はリスクの発生に備え、発生時に即時に対応できる体制を策定し、当社グループ全体に周知しています。

4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために下記を実施する。

- (1) 取締役会を月1回定期的に開催する他、必要に応じて臨時に開催する。社外取締役の参加により、経営の透明性と健全性の維持に努める。また、取締役会の運営のため「取締役会規程」を定める。
- (2) 取締役会の効率的な運営に資することを目的として、取締役及び執行役員等の職務分掌を定める。また、取締役の職務執行が効率的かつ適正に行われるよう「職務権限規程」等の社内規程を定める。

5．当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループは、関係会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を定める。
- (2) 当社のコンプライアンス委員会は、当社グループを視野に入れて活動することとし、随時、各関係会社の代表者を会議に参加させる。
- (3) 当社グループの内部監査室は、当社各部門の監査を実施するとともに、関係会社各社の監査を実施または統括し、各関係会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導する。

6．財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
- (2) 当社グループの各部門及び関係会社各社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努める。

7．監査役の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役からの独立性に関する体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人として指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- (2) 監査役を補助すべき使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

8．当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び執行役員は、取締役会及び監査役会において定期的にその担当する業務の執行状況を報告する。
- (2) 取締役及び使用人は、当社グループ内の各関係会社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、法令及び社内規程に基づき直ちに監査役に報告する。
- (3) 監査役は、内部統制に関わる各種委員会及び主要会議体にオブザーバーとして出席するとともに、当社の重要な意思決定の重要な書類を閲覧する。
- (4) 内部通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行ってはならない。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するとともに、その他の重要な会議への出席や稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることとする。
- (2) 監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を確保する。

- (3) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合をもち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互の意思疎通を図る。
- (4) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務に関して支払の請求があった場合には速やかに支払いを行うものとする。

10. 反社会的勢力の排除に関する体制

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない方針を明示するとともに、不当要求などを受けた場合は、コーポレート本部を対応窓口として、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、断固として拒否する。

取締役の定数

当社の取締役の定数は7名以内とする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらないものとする旨、定款で定めております。

中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的とするものであります。

自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

責任免除の内容の概要

当社は、定款において、役員(役員であった者を含む)が会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができることとしております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の執行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.3%)

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|---------|-----------|--------------|--|-------|------------------|
| 代表取締役社長 | 林 雅 之 | 1972年 3月 6日生 | 1995年 4月 株式会社三和銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 1996年 9月 ローム株式会社入社 2006年11月 ロカリサーチ株式会社入社 2008年11月 株式会社コムニコ設立 代表取締役社長 2012年 8月 株式会社マーケティングエンジン設立 取締役 2014年 7月 当社設立 代表取締役社長(現任) 2014年 8月 株式会社マーケティングエンジン 代表取締役社長 2014年 9月 株式会社コンテンツガレージ(現当社)代表取締役社長 2016年 6月 株式会社24-7 取締役 2016年11月 一般社団法人SNSエキスパート協会 設立 理事(現任) 2017年 3月 合同会社みやびマネージメント設立 代表社員(現任) 2018年 3月 株式会社ハウズワーク(現当社)取締役 2018年 4月 株式会社24-7 代表取締役社長 2022年 6月 株式会社コムニコ取締役(現任) 2022年 6月 株式会社24-7 取締役(現任) | (注) 3 | 414,564 (注) 6 |
| 取締役 | 長 谷 川 直 紀 | 1982年 9月1日生 | 2013年 4月 株式会社コムニコ入社 2014年10月 同社取締役 2018年 4月 株式会社24-7取締役(現任) 2018年 6月 当社執行役員事業統括管掌 2022年 6月 当社取締役(現任) 2022年 6月 株式会社コムニコ代表取締役(現任) | (注) 3 | 25,550 |
| 取締役 | 鵜 川 太 郎 | 1976年 1月14日生 | 1999年 9月 ターゲットワン株式会社入社 2000年 6月 同社取締役 2002年 8月 株式会社ワークアット入社 2005年10月 株式会社リンクシンク取締役 2008年11月 株式会社コムニコ取締役 2009年12月 株式会社AQインタラクティブ(現株式会社マーベラス)入社 2010年 7月 株式会社オルトプラス取締役 2013年 3月 株式会社オルトダッシュ取締役 2014年 8月 当社取締役(現任) 株式会社マーケティングエンジン 取締役 2015年 1月 ALTPLUS VIETNUM Co.,Ltd. President 株式会社SHIFTPLUS株式会社取締役 2015年 4月 株式会社Scopes取締役 2017年 9月 株式会社オルトプラス高知取締役 2018年 3月 株式会社モブキャストプラス(現株式会社OneSports)取締役(現任) 2020年 2月 | (注) 3 | 16,525 |

| 役職名 | 氏名 | 生年月日 | 略歴 | 任期 | 所有株式数 (株) |
|-------|--------|-------------|---|------|--------------|
| 取締役 | 松本 高一 | 1980年3月26日生 | 2003年9月 株式会社AGSコンサルティング入社 2006年1月 新光証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 2012年9月 株式会社プラスアルファ・コンサルティング入社 2014年10月 SMBC日興証券株式会社入社 2017年8月 株式会社アンビグラム代表取締役(現任) 2017年9月 当社取締役(現任) デジタルデータソリューション株式会社監査役(現任) 2018年6月 澤田ホールディングス株式会社取締役 2018年7月 AKA株式会社監査役(現任) 2018年8月 株式会社アップシア代表取締役(現任) 2019年12月 カクテルメイク株式会社(現株式会社リチカ)監査役(現任) 株式会社SOUSEI Technology監査役 2020年4月 株式会社アイデンティティ監査役 2020年11月 株式会社フューチャーリンクネットワーク監査役(現任) 2020年12月 株式会社揚羽監査役(現任) 2021年6月 株式会社ギミック監査役(現任) 2021年12月 株式会社マイホーム(現任) 2022年2月 株式会社KOLテクノロジーズ取締役(現任) | (注)3 | 3,600 |
| 常勤監査役 | 佐々山 英一 | 1956年12月2日 | 1980年1月 中村与一税理士事務所入所 1982年2月 ローム株式会社入社 2007年6月 同社取締役 2017年7月 同社シニアアドバイザー 2017年10月 株式会社瑞光顧問就任 2019年1月 株式会社片岡製作所入社 2020年7月 当社監査役(現任) 株式会社コムニコ監査役(現任) 株式会社24-7監査役(現任) 株式会社ハウスワーク(現当社)監査役 一般社団法人SNSエキスパート協会 監事(現任) 2020年12月 ビークルエナジージャパン株式会社 取締役(監査等委員)(現任) | (注)4 | 1,250 |
| 監査役 | 小田 香織 | 1972年5月13日生 | 1995年4月 株式会社コロネット商会入社 2001年10月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2005年8月 株式会社jig.jp入社 2012年3月 株式会社オルトプラス監査役 2013年3月 株式会社オルトダッシュ監査役 2015年10月 当社監査役(現任) 2018年7月 株式会社KaizenPlatform監査役(現任) 2019年1月 株式会社グッドコムアセット監査役(現任) 2022年4月 株式会社プレイシク監査役(現任) | (注)5 | - |
| 監査役 | 今井 智一 | 1977年12月8日生 | 2001年4月 株式会社ウィルシャーコーポレーション入社 2005年4月 東京大学大学院法学政治学専攻科法曹養成専攻入学 2010年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 栗林総合法律事務所入所 2013年2月 株式会社ウィルシャーコーポレーション取締役(現任) 2014年2月 清水直法律事務所入所 2016年2月 当社監査役(現任) 2017年7月 株式会社フィネスコンサルティング代表取締役(現任) 2018年3月 今井関口法律事務所開所(現任) 2021年6月 株式会社勲楽ホールディングス監査役(現任) | (注)5 | 1,175 |
| 計 | | | | | 437,114 |

(注) 1. 取締役鶴川太郎及び松本高一は、社外取締役であります。

2. 監査役佐々山英一、小田香織及び今井智一は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役佐々山英一の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 監査役小田香織及び今井智一の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 代表取締役林雅之の所有株数は、同氏の資産管理会社である合同会社みやびマネジメントが所有する株式数を含んでおります。
7. 当社は業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入しております。執行役員は、コーポレート本部 管掌執行役員 中川 徳之、1名であります。

社外役員の状況

当社は社外取締役2名、社外監査役3名をそれぞれ選任しております。

社外取締役鶴川太郎は、上場企業における経営に係る幅広い経験、事業拡大フェーズにおける経営ノウハウ、組織のマネジメント等の知見を有しており、今後の成長戦略においての助言・提言を期待して選任しております。

社外取締役松本高一は、M&A業務、証券業務における豊富な経験、証券業務に関する豊富な知見を有しており、今後の成長戦略においての助言・提言を期待して選任しております。

社外監査役佐々山英一は、上場企業において取締役経理本部長の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の業務執行体制について適切な監査を期待して選任しております。

社外監査役小田香織は、公認会計士資格を有しており、会計分野における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の業務執行体制について適切な監査を期待して選任しております。

社外監査役今井智一は、弁護士資格を有しており、法律分野における豊富な経験と高い見識に基づき、当社の業務執行体制について適切な監査を期待して選任しております。

社外取締役鶴川太郎は、当社株式16,525株及び新株予約権300個を有しておりますが、同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外取締役松本高一は、当社株式3,600株及び新株予約権200個を有しておりますが、同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役佐々山英一は、当社株式1,250株を有しておりますが、同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役小田香織は、当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

社外監査役今井智一は、当社株式1,175株を有しておりますが、同氏と当社との間にその他の人的関係、取引関係及びその他の利害関係は有りません。

なお、当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基本方針は定めておりませんが、豊富な知識や経験に基づく客観的な視点を有する者であること等を重視しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し会社の経営計画やコンプライアンスなどに関する報告を受け、公正な立場から意見陳述するとともに、取締役の職務執行を厳正に監査しております。

また、内部監査室による内部監査結果報告に監査役が立会う、定期的に内部監査責任者、監査役及び会計監査人による情報共有及び意見交換等を行うことにより、相互の連携を高めております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役会については、常勤である社外監査役佐々山英一、非常勤である社外監査役小田香織及び社外監査役今井智一の計3名で構成されております。常勤監査役佐々山英一は、上場企業において取締役経理本部長の経験があり、会計及び財務業務の経験が豊富であることから会計及び財務に関する相当程度の知見を有しております。また、非常勤監査役2名はそれぞれ、公認会計士及び弁護士として豊富な実務経験と専門的知識を有しております。

当事業年度においては当社は監査役会を15回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

| 氏名 | 開催回数 | 出席回数 |
|--------|------|------|
| 佐々山 英一 | 15回 | 15回 |
| 小田 香織 | 15回 | 15回 |
| 今井 智一 | 15回 | 15回 |

当社における監査役監査は、各監査役が当社及び当社グループ会社の取締役会へ参加し、経営状況、業務執行状況を把握し、必要に応じて決算書類、稟議書類、各種契約書、議事録等の閲覧及び取締役、従業員へのヒアリングを実施し、管理体制が適正に機能しているかの確認を行うとともに、月次で開催しております監査役会において監査結果を報告し、必要な事項の決議を行っております。

さらに、常勤監査役におきましては内部監査室より事前に監査計画を受領し、定期的に情報交換や監査方針及び監査結果にかかる報告を受け、意見交換する等密接な連携をとっております。

内部監査の状況

「(1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由 八. 内部監査室」に記載のとおりであります。

また、内部監査責任者は、監査役会及び会計監査人と定期的に情報共有し、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

会計監査の状況

当社は、三優監査法人与監査契約を締結しております。同監査法人又は同監査法人の業務執行社員と当社との間に特別な利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

a. 監査法人の名称

三優監査法人

b. 継続監査年数

2017年以降

c. 業務を執行した公認会計士

岩田 亘人

川村 啓文

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、公認会計士試験合格者1名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査は、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的に行われることが重要であると考えております。監査役会は、この基本的な考え方をもとに、会計監査人の独立性・専門性等を有することについて検証、確認することにより、会計監査人を適切に選定しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、監査法人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人と定期的に情報共有を図り、監査方針や監査計画等について情報交換を実施することで、監査法人の監査実施体制、品質管理体制及び独立性を把握するとともに、監査報酬等を総合的に勘案して評価を実施しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

| 区分 | 前連結会計年度 | | 当連結会計年度 | |
|-------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) | 監査証明業務に基づく報酬(千円) | 非監査業務に基づく報酬(千円) |
| 提出会社 | 20,000 | - | 20,000 | 1,000 |
| 連結子会社 | - | - | - | - |
| 計 | 20,000 | - | 20,000 | 1,000 |

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

当社における非監査業務の主な内容は、新規上場申請に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く。)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬は、過去の監査における実績を基礎に、監査日数・業務内容及び監査計画等に基づいた見積りを精査・検討の上、監査役会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針に係る事項

当社は、取締役の役員報酬の決定は、職責及び役位に応じ、また業績、業種や規模等に応じてベンチマークする他社の水準、経営内容・経営環境とのバランス等を考慮して、取締役会の決議により決定しております。また、非金銭報酬等についても、取締役会決議により決定しております。なお、この役員報酬は、株主総会決議で定める報酬等の範囲内としております。また、監査役に対する報酬等の額は、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2019年6月26日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を年額100百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)とし、監査役の報酬額を年額30百万円以内としております。なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。

個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、代表取締役社長の林雅之であり、取締役会での決議を前提に一任しております。また、監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限については、監査役会が有しております。役員の報酬等の額の決定過程において、当社の取締役会では、取締役の報酬等の額の決定を代表取締役社長に一任することについての妥当性の判断及びその決議を行っております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、定時株主総会の終了後など毎年一定の時期に、賞与として、目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を支給する。かかる算出における業績指標は連結営業利益としております。当連結会計年度における連結営業利益は200,329千円です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

| 役員区分 | 報酬等の総額 (千円) | 報酬等の種類別の総額(千円) | | | 対象となる 役員の員数 (名) |
|------------------|----------------|----------------|--------|-------|-----------------------|
| | | 固定報酬 | 業績連動報酬 | 退職慰労金 | |
| 取締役 (社外取締役除く) | 33,000 | 29,400 | 3,600 | - | 1 |
| 監査役 (社外監査役除く) | - | - | - | - | - |
| 社外役員 | 33,468 | 29,508 | 3,960 | - | 5 |

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分支給のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、三優監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更に的確に対応できる体制を整備するため、監査法人等主催の各種セミナーへの参加や、財務会計等の専門書の購読等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2021年3月31日) | 当連結会計年度 (2022年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 440,233 | 863,913 |
| 受取手形及び売掛金 | 213,470 | - |
| 受取手形 | - | 4,921 |
| 売掛金 | - | 368,982 |
| 未収還付法人税等 | 20,459 | 7,955 |
| その他 | 41,275 | 37,299 |
| 貸倒引当金 | 72 | 59 |
| 流動資産合計 | 715,367 | 1,283,013 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 14,532 | 651 |
| 減価償却累計額 | 13,280 | 72 |
| 建物(純額) | 1,252 | 579 |
| 工具、器具及び備品 | 5,754 | 3,431 |
| 減価償却累計額 | 4,861 | 2,984 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 893 | 447 |
| 有形固定資産合計 | 2,145 | 1,026 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 9,113 | 4,556 |
| ソフトウェア | 1,912 | 1,230 |
| 無形固定資産合計 | 11,026 | 5,787 |
| 投資その他の資産 | | |
| 繰延税金資産 | 38,587 | 31,015 |
| その他 | 15,468 | 5,599 |
| 投資その他の資産合計 | 54,056 | 36,614 |
| 固定資産合計 | 67,227 | 43,428 |
| 資産合計 | 782,595 | 1,326,441 |

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (2021年3月31日) | 当連結会計年度 (2022年3月31日) |
|---------------|-------------------------|-------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 48,095 | 102,007 |
| 短期借入金 | 200,000 | 200,000 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 57,996 | 51,209 |
| 未払金 | 85,781 | 163,077 |
| 未払法人税等 | 18,367 | 81,659 |
| 未払消費税等 | 13,991 | 69,466 |
| 契約負債 | - | 12,886 |
| その他 | 16,034 | 12,990 |
| 流動負債合計 | 440,267 | 693,296 |
| 固定負債 | | |
| 長期借入金 | 234,029 | 168,700 |
| 固定負債合計 | 234,029 | 168,700 |
| 負債合計 | 674,296 | 861,996 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 136,760 | 266,687 |
| 資本剰余金 | 111,310 | 241,237 |
| 利益剰余金 | 151,777 | 60,558 |
| 株主資本合計 | 96,294 | 447,366 |
| 新株予約権 | 2,940 | 2,940 |
| 非支配株主持分 | 9,064 | 14,138 |
| 純資産合計 | 108,299 | 464,444 |
| 負債純資産合計 | 782,595 | 1,326,441 |

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-------------------------------------|--|--|
| 売上高 | 963,636 | 1,388,119 |
| 売上原価 | 480,888 | 579,276 |
| 売上総利益 | 482,748 | 808,843 |
| 販売費及び一般管理費 | 2 518,389 | 2 608,513 |
| 営業利益又は営業損失() | 35,641 | 200,329 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 10 | 9 |
| 補助金収入 | 14,264 | - |
| 印税収入 | - | 1,076 |
| 講演料等収入 | - | 1,313 |
| その他 | 4,647 | 315 |
| 営業外収益合計 | 18,921 | 2,715 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 4,841 | 4,174 |
| 補助金返還損 | 2,183 | - |
| 株式上場費用 | - | 6,403 |
| 株式交付費 | - | 5,000 |
| その他 | 758 | 157 |
| 営業外費用合計 | 7,783 | 15,734 |
| 経常利益又は経常損失() | 24,503 | 187,309 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 3 3,294 | 3 847 |
| 特別損失合計 | 3,294 | 847 |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失() | 27,798 | 186,462 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 19,491 | 82,597 |
| 法人税等調整額 | 18,588 | 7,572 |
| 法人税等合計 | 903 | 90,169 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 28,701 | 96,292 |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 4,546 | 5,073 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失() | 33,248 | 91,218 |

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 当期純利益又は当期純損失() | 28,701 | 96,292 |
| 包括利益 | 28,701 | 96,292 |
| (内訳) | | |
| 親会社株主に係る包括利益 | 33,248 | 91,218 |
| 非支配株主に係る包括利益 | 4,546 | 5,073 |

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | | | |
| 当期首残高 | 136,760 | 111,310 | 118,529 | 129,542 | 2,940 | 4,518 | 137,000 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 親会社株主に帰属する 当期純損失() | | | 33,248 | 33,248 | | | 33,248 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | 4,546 | 4,546 |
| 当期変動額合計 | - | - | 33,248 | 33,248 | - | 4,546 | 28,701 |
| 当期末残高 | 136,760 | 111,310 | 151,777 | 96,294 | 2,940 | 9,064 | 108,299 |

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | 新株予約権 | 非支配株主持分 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 | | | |
| 当期首残高 | 136,760 | 111,310 | 151,777 | 96,294 | 2,940 | 9,064 | 108,299 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 124,614 | 124,614 | | 249,228 | | | 249,228 |
| 新株予約権の行使 | 5,312 | 5,312 | | 10,625 | | | 10,625 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益 | | | 91,218 | 91,218 | | | 91,218 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | 5,073 | 5,073 |
| 当期変動額合計 | 129,926 | 129,926 | 91,218 | 351,071 | - | 5,073 | 356,145 |
| 当期末残高 | 266,687 | 241,237 | 60,558 | 447,366 | 2,940 | 14,138 | 464,444 |

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-----------------------------|--|--|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失() | 27,798 | 186,462 |
| 減価償却費 | 8,582 | 1,171 |
| のれん償却額 | 4,556 | 4,556 |
| 貸倒引当金の増減額(は減少) | 3,716 | 13 |
| 受取利息 | 10 | 9 |
| 支払利息 | 4,841 | 4,174 |
| 固定資産除却損 | 3,294 | 847 |
| 株式交付費 | - | 5,000 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 90,746 | 160,432 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 2,261 | 53,912 |
| 未払金の増減額(は減少) | 922 | 77,295 |
| 未払消費税等の増減額(は減少) | 41,727 | 55,474 |
| その他 | 1,841 | 8,169 |
| 小計 | 41,950 | 236,608 |
| 利息の受取額 | 10 | 9 |
| 利息の支払額 | 4,814 | 4,107 |
| 法人税等の還付額 | - | 20,459 |
| 法人税等の支払額 | 58,867 | 25,793 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 21,721 | 227,176 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 4,233 | 218 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 138 | - |
| 無形固定資産の取得による支出 | 316 | - |
| その他 | 8,826 | 13,984 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 4,415 | 13,766 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 長期借入れによる収入 | 150,000 | - |
| 長期借入金の返済による支出 | 65,935 | 72,116 |
| 株式の発行による収入 | - | 254,853 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 84,065 | 182,737 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 66,759 | 423,679 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 373,474 | 440,233 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 440,233 | 863,913 |

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社コムニコ

株式会社24-7

一般社団法人SNSエキスパート協会

2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 4～5年

無形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用) 5年(社内における利用可能期間)

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

SNSアカウント運用支援

当社の連結子会社である株式会社コムニコが提供している「SNSアカウント運用支援」事業は、顧客に対して企業のSNSアカウントの戦略策定からアカウント開設、運用代行、コンテンツ制作、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までワンストップでサービスを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品または役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

SaaS型SNS運用支援ツール

当社の連結子会社である株式会社コムニコが提供している「SaaS型SNS運用支援ツール」事業は、顧客のSNSマーケティングの運用を効率化するためのツールを提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、顧客との間に締結した役務提供期間にわたってシステムへのアクセス環境を提供する契約については契約期間にわたり履行義務が充足されるものであることから、当該履行義務が充足される契約期間にわたり収益を計上しております。顧客のニーズに応じてサービスの使用権を提供する契約については、サービスの使用権を提供することにより履行義務が充足されるものであることから、当該サービスが使用された時点で、収益を計上しております。

人材教育

当社の連結子会社である一般社団法人SNSエキスパート協会が提供している「人材教育サービス」事業は、顧客にSNSに関するノウハウやリスク対策を体系化した検定講座を提供しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品または役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

マーケティングオートメーションツール導入・運用支援

当社の連結子会社である株式会社24-7が提供している「マーケティングオートメーションツール導入・運用支援」事業は、マーケティングオートメーション、営業支援システム、顧客管理システムの3つのクラウドサービスを用いて、顧客の経営課題に沿った戦略策定やプロセスの設計、最適なテクノロジーの選定、運用サポートまでワンストップで支援しており、顧客との間に締結した役務提供契約に基づき、財・サービスを顧客に提供する義務があります。履行義務の充足時点については、成果物の納品または役務の提供により主な履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間(5年)で均等償却することとしております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、連結財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社グループは、繰延税金資産について、過去の業績及び翌連結会計年度以降の事業計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上しております。

主要な仮定

将来の事業計画の基礎は、過去の業績及び翌連結会計年度以降の利益計画を考慮した、受注予測、営業費用の発生見込額及び子会社からの経営指導料受領額に基づいております。

翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、当連結会計年度の損益に与える影響もありません。

前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替を行っておりません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取り扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(表示方法の変更)

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44 - 2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとし、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7 - 4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、独立掲記していた「為替差損」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「為替差損」109千円、「その他」648千円は、「その他」758千円として組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、今後収束に向かい徐々に経済・社会活動は回復するものと仮定し会計上の見積りを行っており、現時点におきましては重要な影響を与えるものではないと判断しております。ただし、この仮定が見込まれなくなった場合には、当社グループの経営成績等に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

連結子会社(株式会社コムニコ)においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (2021年3月31日) | 当連結会計年度 (2022年3月31日) |
|---------|-------------------------|-------------------------|
| 当座貸越極度額 | 200,000千円 | 200,000千円 |
| 借入実行残高 | 200,000 " | 200,000 " |
| 差引額 | - | - |

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|----------|--|--|
| 役員報酬 | 75,408千円 | 76,068千円 |
| 給料及び手当 | 222,909 " | 228,574 " |
| のれん償却額 | 4,556 " | 4,556 " |
| 貸倒引当金繰入額 | 3,199 " | 12 " |

3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 建物 | 998千円 | 580千円 |
| 工具、器具及び備品 | 2,296 " | 267 " |

(連結包括利益計算書関係)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|----|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,181,275 | - | - | 1,181,275 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|------------------------|------------|--------------|----|----|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 2,940 |
| | 第2回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第3回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第4回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第5回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第6回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | | - | - | - | - | 2,940 |

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|---------|-----------|---------|----|-----------|
| 普通株式(株) | 1,181,275 | 221,250 | - | 1,402,525 |

(変動事由の概要)

| | |
|--------------------|----------|
| 公募による増加 | 215,000株 |
| ストック・オプションの行使による増加 | 6,250株 |

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 目的となる株式の種類 | 目的となる株式の数(株) | | | | 当連結会計年度末残高(千円) |
|------|------------------------|------------|--------------|----|----|----------|----------------|
| | | | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 | |
| 提出会社 | 第1回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 2,940 |
| | 第2回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第3回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第4回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第5回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| | 第6回ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | | - | - | - | - | 2,940 |

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

| | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-----------|--|--|
| 現金及び預金 | 440,233千円 | 863,913千円 |
| 現金及び現金同等物 | 440,233千円 | 863,913千円 |

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、金融機関からの借入、増資等により実行しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクにつきましては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに残高管理を行っております。

未収還付法人税等は、すべて1年以内の回収期日であります。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等、未払消費税等は概ね3ヵ月以内の支払期日であります。また、外貨建営業債務は為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利による借入は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、社内規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、一部の連結子会社において当座貸越契約を締結することにより、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------|--------------------|------------|------------|
| 長期借入金(1年内返済予定を含む) | 292,025 | 287,429 | 4,595 |
| 負債計 | 292,025 | 287,429 | 4,595 |

(注1)「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

| | 連結貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-------------------|--------------------|------------|------------|
| 長期借入金(1年内返済予定を含む) | 219,909 | 216,911 | 2,997 |
| 負債計 | 219,909 | 216,911 | 2,997 |

(注1)「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「未収還付法人税等」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 440,233 | - | - | - |
| 受取手形及び売掛金 | 213,470 | - | - | - |
| 未収還付法人税等 | 20,459 | - | - | - |
| 合計 | 674,163 | - | - | - |

当連結会計年度(2022年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 5年以内 (千円) | 5年超 10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|----------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 863,913 | - | - | - |
| 受取手形 | 4,921 | - | - | - |
| 売掛金 | 368,982 | - | - | - |
| 未収還付法人税等 | 7,955 | - | - | - |
| 合計 | 1,245,773 | - | - | - |

(注3) 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 200,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 57,996 | 55,073 | 43,427 | 55,100 | 36,051 | 44,378 |
| 合計 | 257,996 | 55,073 | 43,427 | 55,100 | 36,051 | 44,378 |

当連結会計年度(2022年3月31日)

| | 1年以内 (千円) | 1年超 2年以内 (千円) | 2年超 3年以内 (千円) | 3年超 4年以内 (千円) | 4年超 5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-------|--------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| 短期借入金 | 200,000 | - | - | - | - | - |
| 長期借入金 | 51,209 | 39,885 | 50,914 | 33,523 | 23,688 | 20,690 |
| 合計 | 251,209 | 39,885 | 50,914 | 33,523 | 23,688 | 20,690 |

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

| 区分 | 時価(千円) | | | |
|-------------------|--------|---------|------|---------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 長期借入金(一年内返済予定を含む) | - | 216,911 | - | 216,911 |
| 負債計 | - | 216,911 | - | 216,911 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金のうち、固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

| | 提出会社 第1回新株予約権 | 提出会社 第2回新株予約権 | 提出会社 第3回新株予約権 |
|---------------|--|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 外部支援者 1名 | 当社取締役 3名 子会社取締役 4名 | 当社監査役 1名 子会社理事 1名 子会社従業員 5名 |
| 株式の種類及び付与数(注) | 普通株式 36,750株 | 普通株式 80,000株 | 普通株式 47,500株 |
| 付与日 | 2017年2月1日 | 2018年6月13日 | 2019年5月23日 |
| 権利確定条件 | [第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況]に記載のとおりであります。 | [第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況]に記載のとおりであります。 | [第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況]に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 定めはありません。 | 定めはありません。 | 定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 2017年7月1日 至 2028年6月30日 | 自 2020年5月17日 至 2028年4月23日 | 自 2021年5月23日 至 2029年4月17日 |

| | 提出会社 第4回新株予約権 | 提出会社 第5回新株予約権 | 提出会社 第6回新株予約権 |
|---------------|--|--|--|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社従業員 3名 子会社取締役 2名 | 子会社取締役 1名 | 当社従業員 3名 子会社取締役 1名 子会社従業員 1名 |
| 株式の種類及び付与数(注) | 普通株式 25,000株 | 普通株式 2,500株 | 普通株式 20,000株 |
| 付与日 | 2019年5月23日 | 2019年8月22日 | 2021年3月17日 |
| 権利確定条件 | [第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況]に記載のとおりであります。 | [第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況]に記載のとおりであります。 | [第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況]に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 定めはありません。 | 定めはありません。 | 定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 2021年5月23日 至 2029年5月22日 | 自 2021年8月22日 至 2029年8月21日 | 自 2023年3月18日 至 2031年2月10日 |

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年3月24日付株式分割(普通株式1株につき25株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

| | 提出会社 第1回新株予約権 | 提出会社 第2回新株予約権 | 提出会社 第3回新株予約権 |
|----------|------------------|------------------|------------------|
| 権利確定前(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 36,750 | 60,000 | 47,500 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | 7,500 | 7,500 |
| 権利確定 | 36,750 | 52,500 | 40,000 |
| 未確定残 | - | - | - |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | 36,750 | 52,500 | 40,000 |
| 権利行使 | - | - | 6,250 |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 36,750 | 52,500 | 33,750 |

| | 提出会社 第4回新株予約権 | 提出会社 第5回新株予約権 | 提出会社 第6回新株予約権 |
|----------|------------------|------------------|------------------|
| 権利確定前(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | 25,000 | 2,500 | 20,000 |
| 付与 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 権利確定 | 25,000 | 2,500 | - |
| 未確定残 | - | - | 20,000 |
| 権利確定後(株) | | | |
| 前連結会計年度末 | - | - | - |
| 権利確定 | 25,000 | 2,500 | - |
| 権利行使 | - | - | - |
| 失効 | - | - | - |
| 未行使残 | 25,000 | 2,500 | - |

(注) 2020年3月24日付株式分割(普通株式1株につき25株)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

| 会社名 | 提出会社 第1回新株予約権 | 提出会社 第2回新株予約権 | 提出会社 第3回新株予約権 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 権利行使価格(円) | 889 | 889 | 1,700 |
| 行使時平均株価(円) | - | - | 1,726 |
| 付与日における公正な評価 単価(円) | - | - | - |

| 会社名 | 提出会社 第4回新株予約権 | 提出会社 第5回新株予約権 | 提出会社 第6回新株予約権 |
|-----------------------|------------------|------------------|------------------|
| 権利行使価格(円) | 1,700 | 1,700 | 1,815 |
| 行使時平均株価(円) | - | - | - |
| 付与日における公正な評価 単価(円) | - | - | - |

(注) 2020年3月24日付株式分割(普通株式1株につき25株)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュ・フロー方式により算定された価格に基づき決定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

| | |
|---|----------|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 86,077千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額 | 162千円 |

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱いの適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 2018年1月12日、以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。なお、第1回ストック・オプションが権利確定条件付き有償新株予約権となります。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行したときは、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理いたします。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前連結会計年度 (2021年3月31日) | 当連結会計年度 (2022年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金(注) | 103,114千円 | 107,641千円 |
| 減価償却超過額 | 6,166 " | 3,063 " |
| 一括償却資産 | 3,054 " | 4,403 " |
| 未払事業税 | 993 " | 7,428 " |
| 未払法定福利費 | " | 3,830 " |
| 監査報酬否認 | 4,591 " | 4,591 " |
| その他 | 1,625 " | 551 " |
| 繰延税金資産小計 | 119,545千円 | 131,508千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注) | 75,678 " | 99,555 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 3,222 " | 813 " |
| 評価性引当額小計 | 78,900 " | 100,368 " |
| 繰延税金資産合計 | 40,644千円 | 31,140千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収還付事業税 | 2,057千円 | 125千円 |
| 繰延税金負債合計 | 2,057千円 | 125千円 |
| 繰延税金資産(負債)の純額 | 38,587千円 | 31,015千円 |

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2021年3月31日)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | - | - | 1,444 | 11,978 | 3,394 | 86,296 | 103,114千円 |
| 評価性引当額 | - | - | 1,444 | 11,978 | 3,394 | 58,860 | 75,678 " |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 27,435 | (b)27,435 " |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金103,114千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産27,435千円を計上しております。当該繰延税金資産27,435千円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高19,563千円(法定実効税率を乗じた額)の一部及び連結子会社である株式会社コムニコにおける税務上の繰越欠損金の残高14,462千円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|--------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------|-------------|
| 税務上の繰越欠損金(a) | - | 1,444 | 11,978 | 3,394 | 3,046 | 87,777 | 107,641千円 |
| 評価性引当額 | - | 1,444 | 11,978 | 3,394 | 3,046 | 79,691 | 99,555 " |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | 8,086 | (b) 8,086 " |

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金107,641千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産8,086千円を計上しております。当該繰延税金資産8,086千円は、当社における税務上の繰越欠損金の残高24,079千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について認識したものであります。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

| | 前連結会計年度 (2021年3月31日) | 当連結会計年度 (2022年3月31日) |
|--------------------|-------------------------|-------------------------|
| 法定実効税率 (調整) | - | 30.6% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | - | 1.7% |
| 住民税均等割 | - | 0.5% |
| 軽減税率適用による影響 | - | 0.9% |
| 連結子会社との税率差異 | - | 4.3% |
| 評価性引当額の増減 | - | 12.3% |
| その他 | - | 0.2% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | - | 48.4% |

(注) 前連結会計年度は、税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | 合計 |
|-----------------------------------|------------------|---------------------------|-----------|-----------|
| | SNSマーケティング 事業 | マーケティング オートメーション 事業 | 計 | |
| SNSアカウント運用支援 | 1,017,996 | - | 1,017,996 | 1,017,996 |
| SaaS型SNS運用支援ツール | 267,787 | - | 267,787 | 267,787 |
| 人材教育 | 27,490 | - | 27,490 | 27,490 |
| マーケティングオート メーションツール 導入・運用支援 | - | 74,845 | 74,845 | 74,845 |
| 顧客との契約から生じる 収益 | 1,313,274 | 74,845 | 1,388,119 | 1,388,119 |
| その他の収益 | - | - | - | - |
| 外部顧客への売上高 | 1,313,274 | 74,845 | 1,388,119 | 1,388,119 |

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4 会計方針に関する事項 (3) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

| | 当連結会計年度 |
|---------------------|---------|
| 顧客との契約から生じた債権(期首残高) | 213,470 |
| 顧客との契約から生じた債権(期末残高) | 373,903 |
| 契約負債(期首残高) | 10,816 |
| 契約負債(期末残高) | 12,886 |

当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は10,816千円であります。また、契約負債の増加額は、主に前受金の受取により生じたものであります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

したがって、当社は、サービスの提供形態別のセグメントから構成されており、「SNSマーケティング事業」、「マーケティングオートメーション事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

| 報告セグメント | 属するサービスの内容 |
|-------------------|--------------------------------|
| SNSマーケティング事業 | SNS運用支援、運用支援ツールの提供、教育 |
| マーケティングオートメーション事業 | マーケティング運用支援、マーケティングオートメーションの導入 |

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

事業セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | その他 (注) 1 | 合計 | 調整額 (注) 2 | 連結財務諸表 計上額 |
|----------------------------|----------------------|-------------------------------|---------|--------------|---------|--------------|---------------|
| | SNSマーケ ティング 事業 | マーケティ ングオート メーション 事業 | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | |
| 外部顧客への 売上高 | 902,686 | 51,069 | 953,755 | 9,880 | 963,636 | - | 963,636 |
| セグメント間の 内部売上高 又は振替高 | - | 14,493 | 14,493 | 2,160 | 16,653 | 16,653 | - |
| 計 | 902,686 | 65,563 | 968,249 | 12,040 | 980,289 | 16,653 | 963,636 |
| セグメント利益 又は損失() | 258,004 | 11,026 | 246,978 | 18,752 | 228,225 | 263,867 | 35,641 |
| セグメント資産 | 853,429 | 49,021 | 902,451 | - | 902,451 | 119,856 | 782,595 |
| その他の項目 | | | | | | | |
| 減価償却費 | 8,343 | - | 8,343 | - | 8,343 | 239 | 8,582 |
| のれんの償却額 | 4,556 | - | 4,556 | - | 4,556 | - | 4,556 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額 | 1,283 | - | 1,283 | - | 1,283 | 2,535 | 3,819 |

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、有料職業紹介事業であります。

2. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 263,867千円には、セグメント間取引消去 23千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 263,843千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 119,856千円は、セグメント間取引消去 211,529千円及び各報告セグメントに帰属しない全社資産91,673千円であります。

(3) 減価償却費の調整額239千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,535千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る増加額であります。

3. セグメント利益又は損失()は連結財務諸表の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 報告セグメント | | | 合計 | 調整額 (注)2 | 連結財務諸表 計上額 |
|----------------------------|----------------------|-------------------------------|-----------|-----------|-------------|---------------|
| | SNSマーケ ティング 事業 | マーケティ ングオート メーション 事業 | 計 | | | |
| 売上高 | | | | | | |
| 外部顧客への 売上高 | 1,313,274 | 74,845 | 1,388,119 | 1,388,119 | - | 1,388,119 |
| セグメント間の 内部売上高 又は振替高 | - | 5,096 | 5,096 | 5,096 | 5,096 | - |
| 計 | 1,313,274 | 79,941 | 1,393,215 | 1,393,215 | 5,096 | 1,388,119 |
| セグメント利益 又は損失() | 515,124 | 6,086 | 509,037 | 509,037 | 308,707 | 200,329 |
| セグメント資産 | 1,200,332 | 61,075 | 1,261,408 | 1,261,408 | 65,033 | 1,326,441 |
| その他の項目 | | | | | | |
| 減価償却費 | 1,122 | - | 1,122 | 1,122 | 49 | 1,171 |
| のれんの償却額 | 4,556 | - | 4,556 | 4,556 | - | 4,556 |
| 有形固定資産及び 無形固定資産の 増加額 | 218 | - | 218 | 218 | - | 218 |

(注) 1. 調整額は以下のとおりです。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 308,707千円には、セグメント間取引消去 42,364千円及び報告セグメントに配分していない全社費用 266,343千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額65,033千円は、セグメント間取引消去 45,076千円及び各報告セグメントに帰属しない全社資産110,110千円であります。

(3) 減価償却費の調整額49千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

2. セグメント利益又は損失()は連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | SNSマーケティング 事業 | マーケティングオート メーション事業 | その他 | 合計 |
|-------|------------------|-----------------------|-----|-------|
| 当期償却額 | 4,556 | - | - | 4,556 |
| 当期末残高 | 9,113 | - | - | 9,113 |

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | SNSマーケティング 事業 | マーケティングオート メーション事業 | その他 | 合計 |
|-------|------------------|-----------------------|-----|-------|
| 当期償却額 | 4,556 | - | - | 4,556 |
| 当期末残高 | 4,556 | - | - | 4,556 |

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (千円) | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|----|----------------|-----|------------------|---------------|---------------------------|---------------|---|--------------|----|--------------|
| 役員 | 林 雅之 | - | - | 当社代表取締役 | (被所有) 直接 8.6 | 債務被保証 | 連結子会社 金融機関借入 に対する 債務被保証 (注) | 492,025 | - | - |

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の連結子会社である株式会社コムニコ及び株式会社24-7の金融機関からの借入に対して、債務保証を受けております。取引金額については当連結会計年度末残高を記載しております。なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|---------------------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 81.52円 | 318.97円 |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失() | 28.15円 | 73.42円 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | - | 70.69円 |

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益につきましては、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

2. 2021年12月21日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新規上場日から当連結会計年度の末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

3. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|--|--|--|
| 1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失() | | |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円) | 33,248 | 91,218 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - | - |
| 普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失()(千円) | 33,248 | 91,218 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 1,181,275 | 1,242,367 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | | |
| 普通株式増加数 | - | 48,042 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要 | 新株予約権6種類 新株予約権の数7,670個 普通株式 191,750株 | 新株予約権1種類 新株予約権の数800個 普通株式 20,000株 |

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前連結会計年度 (2021年3月31日) | 当連結会計年度 (2022年3月31日) |
|------------------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 純資産の部の合計額(千円) | 108,299 | 464,444 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額(千円) | 12,004 | 17,078 |
| (うち新株予約権) | (2,940) | (2,940) |
| (うち非支配株主持分) | (9,064) | (14,138) |
| 普通株式に係る期末の純資産額(千円) | 96,294 | 447,366 |
| 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式 の数(株) | 1,181,275 | 1,402,525 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

| 区分 | 当期首残高 (千円) | 当期末残高 (千円) | 平均利率 (%) | 返済期限 |
|------------------------|---------------|---------------|-------------|---------------------------|
| 短期借入金 | 200,000 | 200,000 | 1.1 | - |
| 1年以内に返済予定の長期借入金 | 57,996 | 51,209 | 1.1 | - |
| 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く) | 234,029 | 168,700 | 0.6 | 2023年5月1日～ 2028年12月21日 |
| 合計 | 492,025 | 419,909 | - | - |

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

| 区分 | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 長期借入金 | 39,885 | 50,914 | 33,523 | 23,688 |

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

| (累計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 当連結会計年度 |
|-----------------------------------|-------|---------|---------|-----------|
| 売上高 (千円) | - | 620,691 | 988,878 | 1,388,119 |
| 税金等調整前四半期 (当期)純利益 (千円) | - | 137,422 | 135,536 | 186,462 |
| 親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益 (千円) | - | 88,222 | 72,361 | 91,218 |
| 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円) | - | 74.68 | 60.77 | 73.42 |

| (会計期間) | 第1四半期 | 第2四半期 | 第3四半期 | 第4四半期 |
|--|-------|-------|-------|-------|
| 1株当たり 四半期純利益又は 1株当たり 四半期純損失 (円) | - | 48.37 | 13.12 | 13.47 |

(注) 当社は、2021年12月21日付けで東京証券取引所マザーズに上場したため、第1四半期及び第2四半期の四半期報告書は提出されていないものの、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表について、三優監査法人により四半期レビューを受けております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|---------------|-----------------------|-----------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 41,646 | 73,221 |
| 営業未収入金 | 1 27,154 | 1 60 |
| 前払費用 | 5,709 | 6,636 |
| 未収還付法人税等 | - | 7,955 |
| その他 | 1 3,006 | 1 4,719 |
| 流動資産合計 | 77,518 | 92,593 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 13,880 | - |
| 減価償却累計額 | 13,251 | - |
| 建物(純額) | 629 | - |
| 工具、器具及び備品 | 1,984 | 469 |
| 減価償却累計額 | 1,984 | 469 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 0 | 0 |
| 有形固定資産合計 | 629 | 0 |
| 投資その他の資産 | | |
| 関係会社株式 | 49,149 | 49,149 |
| 敷金 | 10,636 | 1,320 |
| 関係会社長期貸付金 | - | 100,000 |
| 長期前払費用 | 56 | - |
| 長期未収入金 | 1 42,432 | - |
| 繰延税金資産 | 23,363 | 16,481 |
| その他 | 50 | 50 |
| 貸倒引当金 | 42,432 | 97,452 |
| 投資その他の資産合計 | 83,254 | 69,547 |
| 固定資産合計 | 83,884 | 69,547 |
| 資産合計 | 161,402 | 162,140 |

(単位：千円)

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|-------------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 1年内返済予定の関係会社長期借入金 | 48,400 | - |
| 未払金 | 1 24,394 | 1 43,719 |
| 未払費用 | 1,448 | - |
| 未払法人税等 | 17,416 | - |
| 未払消費税等 | 13,991 | 834 |
| 預り金 | 2,450 | 4,401 |
| 流動負債合計 | 108,101 | 48,955 |
| 固定負債 | | |
| 関係会社長期借入金 | 50,400 | - |
| 関係会社事業損失引当金 | 90,320 | - |
| 固定負債合計 | 140,720 | - |
| 負債合計 | 248,822 | 48,955 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 136,760 | 266,687 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 127,410 | 257,336 |
| 資本剰余金合計 | 127,410 | 257,336 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 354,531 | 413,778 |
| 利益剰余金合計 | 354,531 | 413,778 |
| 株主資本合計 | 90,360 | 110,245 |
| 新株予約権 | 2,940 | 2,940 |
| 純資産合計 | 87,420 | 113,185 |
| 負債純資産合計 | 161,402 | 162,140 |

【損益計算書】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) | |
|----------------|--|---------|--|---------|
| 営業収益 | 1 | 348,032 | 1 | 283,298 |
| 営業費用 | | | | |
| 一般管理費 | 2,5 | 306,275 | 2,5 | 315,195 |
| 営業費用合計 | | 306,275 | | 315,195 |
| 営業利益又は営業損失() | | 41,756 | | 31,897 |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 3 | 60 | 3 | 65 |
| 助成金収入 | | 465 | | - |
| 講演料等収入 | | - | | 30 |
| その他 | | 3 | | 1 |
| 営業外収益合計 | | 529 | | 97 |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 4 | 1,522 | 4 | 1,184 |
| 株式交付費 | | - | | 5,000 |
| 株式上場費用 | | - | | 6,403 |
| 貸倒引当金繰入額 | | - | | 97,452 |
| その他 | | 75 | | - |
| 営業外費用合計 | | 1,598 | | 110,040 |
| 経常利益又は経常損失() | | 40,686 | | 141,840 |
| 特別利益 | | | | |
| 関係会社事業損失引当金戻入額 | | - | | 90,320 |
| 特別利益合計 | | - | | 90,320 |
| 特別損失 | | | | |
| 有形固定資産除却損 | 6 | 3,217 | 6 | 580 |
| 抱合せ株式消滅差損 | | 25,524 | | - |
| 関係会社事業損失引当金繰入額 | | 13,912 | | - |
| 特別損失合計 | | 42,653 | | 580 |
| 税引前当期純損失() | | 1,966 | | 52,099 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 17,160 | | 265 |
| 法人税等調整額 | | 9,096 | | 6,882 |
| 法人税等合計 | | 8,064 | | 7,147 |
| 当期純損失() | | 10,031 | | 59,247 |

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------------------|---------|--------|-------|--------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 136,760 | 127,410 | 127,410 | 344,499 | 344,499 | 80,328 | 2,940 | 77,388 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | | | | | | - | | - |
| 新株予約権の行使 | | | | | | - | | - |
| 当期純損失() | | | | 10,031 | 10,031 | 10,031 | | 10,031 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | - | - | - | 10,031 | 10,031 | 10,031 | - | 10,031 |
| 当期末残高 | 136,760 | 127,410 | 127,410 | 354,531 | 354,531 | 90,360 | 2,940 | 87,420 |

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------------------|---------|---------|-------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | 株主資本合計 | | |
| | | 資本準備金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | | |
| 当期首残高 | 136,760 | 127,410 | 127,410 | 354,531 | 354,531 | 90,360 | 2,940 | 87,420 |
| 当期変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 | 124,614 | 124,614 | 124,614 | | | 249,228 | | 249,228 |
| 新株予約権の行使 | 5,312 | 5,312 | 5,312 | | | 10,625 | | 10,625 |
| 当期純損失() | | | | 59,247 | 59,247 | 59,247 | | 59,247 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | - |
| 当期変動額合計 | 129,926 | 129,926 | 129,926 | 59,247 | 59,247 | 200,605 | - | 200,605 |
| 当期末残高 | 266,687 | 257,336 | 257,336 | 413,778 | 413,778 | 110,245 | 2,940 | 113,185 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

| | |
|-----------|-------|
| 建物 | 3～15年 |
| 工具、器具及び備品 | 4年 |

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権について個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営指導料となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の会計処理

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産の金額は、財務諸表「注記事項(税効果会計関係)」の1.に記載の金額と同一であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

当社は、繰延税金資産について、過去の業績及び翌事業年度以降の事業計画を基礎として将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断した上で計上しております。

主要な仮定

将来の事業計画の基礎は、過去の業績及び翌事業年度以降の利益計画を考慮した、営業費用の発生見込額及び子会社からの経営指導料受領額に基づいております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、事業計画や経営環境の悪化等によって影響を受ける可能性があり、見積りの前提に大きな変化が生じた場合、翌事業年度の財務諸表の損益に重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を与えるものではないと判断しております。

(会計方針の変更)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っておりますが、利益剰余金の期首残高に与える影響はありません。

また、当事業年度の損益に与える影響もありません。

なお、収益認識会計基準第89 - 3項に定める経過的な取り扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載していません。

(表示方法の変更)

(単体開示の簡素化に伴う財務諸表等規則第127条の適用及び注記の免除等に係る表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する注記については、連結財務諸表の注記事項(追加情報)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 短期金銭債権 | 30,161千円 | 4,694千円 |
| 短期金銭債務 | 2,413 " | 412 " |
| 長期金銭債権 | 42,432 " | - " |

2 保証債務

子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証をしております。

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| 株式会社コムニコ | - 千円 | 122,325千円 |

(損益計算書関係)

1 営業収益には関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|------|--|--|
| 営業収益 | 348,032千円 | 283,298千円 |

2 営業費用には関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|-------|--|--|
| 一般管理費 | 56,646千円 | 11,515千円 |

3 営業外収益には関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|------|--|--|
| 受取利息 | 59千円 | 64千円 |

4 営業外費用には関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|------|--|--|
| 支払利息 | 1,522千円 | 1,184千円 |

5 一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) | 当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) |
|----------|--|--|
| 役員報酬 | 56,808千円 | 66,468千円 |
| 給料及び手当 | 92,571 " | 105,813 " |
| 支払報酬料 | 30,408 " | 28,826 " |
| 減価償却費 | 239 " | 49 " |
| 貸倒引当金繰入額 | 42,432 " | - " |

6 有形固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日) | 当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日) |
|-----------|---|---|
| 建物 | 921千円 | 580千円 |
| 工具、器具及び備品 | 2,296 " | 0 " |

(有価証券関係)

子会社株式は、市場価格のない株式のため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

| 区分 | 前事業年度 (2021年 3月31日) | 当事業年度 (2022年 3月31日) |
|-------|------------------------|------------------------|
| 子会社株式 | 49,149 | 49,149 |
| 合計 | 49,149 | 49,149 |

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2021年3月31日) | 当事業年度 (2022年3月31日) |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 税務上の繰越欠損金 | 19,563千円 | 24,079千円 |
| 減価償却超過額 | 5,130 " | 2,582 " |
| 関係会社株式評価損 | 45,133 " | 60,092 " |
| 関係会社事業損失引当金 | 27,656 " | - " |
| 貸倒引当金 | 12,992 " | 29,840 " |
| 寄附修正 | - " | 8,380 " |
| 監査報酬否認 | 4,591 " | 4,591 " |
| その他 | 2,927 " | 1,345 " |
| 繰延税金資産小計 | 117,995千円 | 130,912千円 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 | 6,590 " | 15,994 " |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 88,042 " | 98,313 " |
| 評価性引当額小計 | 94,632 " | 114,307 " |
| 繰延税金資産合計 | 23,363千円 | 16,605千円 |
| 繰延税金負債 | | |
| 未収還付事業税 | - 千円 | 124千円 |
| 繰延税金負債合計 | - 千円 | 124千円 |
| 繰延税金資産純額 | 23,363千円 | 16,481千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

財務諸表「注記事項(重要な会計方針)」の「4 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

| 区分 | 資産の種類 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期償却額 | 当期末残高 | 減価償却累計額 |
|--------|-----------|--------|-------|--------|-------|-------|---------|
| 有形固定資産 | 建物 | 13,880 | - | 13,880 | 49 | - | - |
| | 工具、器具及び備品 | 1,984 | - | 1,515 | - | 469 | 469 |
| | 計 | 15,865 | - | 15,395 | 49 | 469 | 469 |

(注) 1. 当期減少額のうち主なものは、本社移転にともなう、旧本社で計上されていた設備工事等の除却によるものです。

2. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

| 科目 | 当期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|
| 貸倒引当金 | 42,432 | 97,452 | 42,432 | 97,452 |
| 関係会社事業損失引当金 | 90,320 | - | 90,320 | - |

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

| | |
|------------|---|
| 事業年度 | 毎年4月1日から翌年3月31日まで |
| 定時株主総会 | 毎年6月 |
| 基準日 | 毎年3月31日 |
| 剰余金の配当の基準日 | 毎年9月30日 毎年3月31日 |
| 1単元の株式数 | 100株 |
| 単元未満株式の買取り | |
| 取扱場所 | 東京都中央区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 |
| 株主名簿管理人 | 東京都中央区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 |
| 取次所 | |
| 買取手数料 | 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額 |
| 公告掲載方法 | 当社の公告方法は、電子公告により行います。 https://img.co.jp ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 |
| 株主に対する特典 | 該当事項はありません。 |

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券届出書及びその添付書類

有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）及び株式売出し（ブックビルディング方式による売出し）2021年11月17日 関東財務局長に提出。

(2) 有価証券届出書の訂正届出書

上記(1)に係る訂正届出書を2021年12月3日及び2021年12月13日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第8期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月10日 関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6月 14日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラバブルマーケティンググループの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラバブルマーケティンググループ及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 繰延税金資産の回収可能性について | |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社グループは、1【連結財務諸表等】【注記事項】（税効果会計関係）に記載のとおり連結貸借対照表において繰延税金資産31,015千円を計上している。このうち株式会社ラバブルマーケティンググループの個別財務諸表において、繰延税金資産16,481千円を計上している。同社の繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、2【財務諸表等】【注記事項】（税効果会計関係）に記載のとおり114,307千円を回収不能と判断し、評価性引当額としている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジューリング等に依存しており、会社は合理的な仮定に基づく事業計画によって見積られた将来の一時差異等加減算前課税所得に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>事業計画の基礎となる重要な仮定には、営業費用の発生見込額及び子会社からの経営指導料受領額が含まれており、これらの仮定には経営者の主観的な判断が伴うため不確実性が存在し、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上により、当監査法人は株式会社ラバブルマーケティンググループにおける繰延税金資産の回収可能性に関する経営者の判断が、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p> | <p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来減算一時差異等の残高について、解消見込年度のスケジューリングを検討した。 ・将来の課税所得の見積りの前提となった事業計画が適切な承認を得られていることを確認した。 ・過年度の財務諸表において経営者が見積った将来の事業計画と実績を比較し、経営者の見積りの信頼性及び不確実性の程度を評価した。 ・営業費用の発生見込額について、経営者に対して算定根拠を質問するとともに、外部資料及び過去の発生金額との比較分析を実施することにより、金額の合理性を評価した。 ・経営指導料受領額について、経営者に対して算定根拠を質問するとともに、契約書と突合することにより、金額の合理性を評価した。 |

| SNSアカウント運用支援売上に係る期間帰属の適切性 | |
|--|---|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由 | 監査上の対応 |
| <p>会社グループは【注記事項】（収益認識関係）に記載のとおり、SNSアカウント運用支援に係る売上高1,017,996千円を計上しており、連結売上高の73.3%を占めている。</p> <p>「SNSアカウント運用支援」事業は、顧客に対して企業のSNSアカウントの戦略策定からアカウント開設、運用代行、コンテンツ制作、キャンペーンの企画・運用、広告出稿、レポート作成、効果検証までワンストップでサービスを提供しており、成果物の納品または役務の提供により履行義務を充足した時点で収益を認識している。</p> <p>収益認識にあたっては、提供するサービスの内容や提供期間は一律でないため、個々のサービスに応じて履行義務の充足を判断することが求められる。そのため、各サービスの内容に応じた適切な期間で収益が認識されない潜在的なリスクが存在し、期間帰属の適切性が連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、SNSアカウント運用支援に係る売上高の期間帰属の適切性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、SNSアカウント運用支援に係る売上高の期間帰属の適切性を検討するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>（１）内部統制の評価</p> <p>SNSアカウント運用支援売上に係る内部統制の整備及び運用状況の有効性の評価を行った。</p> <p>（２）売上高の実証手続</p> <p>SNSアカウント運用支援売上のうち、提供するサービス及び売上計上時期を勘案して、期間帰属の適切性について潜在的なリスクの存在する取引について以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注書及び検収書に記載されているサービスの内容を確認し、経営者による履行義務の充足に関する判断の適切性を検討した。 ・顧客から入手した検収書の金額及び検収日付を突合することにより、売上高の金額の正確性及び期間帰属の適切性を検討した。 ・成果物の納品または役務の提供が終了した事実を示す証憑と検収書を突合することにより検収書記載事項の信頼性を評価した。 |

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6月 14日

株式会社ラバブルマーケティンググループ
取締役会 御中

三 優 監 査 法 人
東京事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岩田 亘人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川村 啓文

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラバブルマーケティンググループの2021年4月1日から2022年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラバブルマーケティンググループの2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| |
|------------------|
| 繰延税金資産の回収可能性について |
|------------------|

| |
|--|
| 連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性について）と同一内容であるため、記載を省略している。 |
|--|

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。